

令和3年第3回那須烏山市議会6月定例会（第3日）

令和3年6月3日（木）

開議 午前10時00分

散会 午後 3時01分

◎出席議員（17名）

1番	青木敏久	2番	興野一美
3番	堀江清一	4番	荒井浩二
5番	福田長弘	6番	村上進一
7番	矢板清枝	8番	滝口貴史
9番	小堀道和	10番	相馬正典
11番	田島信二	12番	渋井由放
13番	久保居光一郎	14番	沼田邦彦
15番	中山五男	16番	高田悦男
17番	平塚英教		

◎欠席議員（なし）

◎説明のため出席した者の職氏名

市長	川俣純子
教育長	田代和義
会計管理者兼会計課長	澤村誠一
総合政策課長	菊池義夫
まちづくり課長	大谷光幸
総務課長	佐藤博樹
税務課長	高濱裕子
市民課長	大谷啓夫
福祉事務所長兼健康福祉課長	皆川康代
こども課長	川俣謙一
農政課長	深澤宏志
商工観光課長	小原沢一幸
都市建設課長	佐藤光明
上下水道課長	高田勝

学校教育課長

大 鐘 智 夫

生涯学習課長

水 上 和 明

◎事務局職員出席者

事務局長

菊 地 唯 一

書 記

菅 俣 紀 彦

書 記

菅 谷 莉 子

○議事日程

日程 第 1 一般質問について（議員提出）

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

[午前10時00分開議]

○議長（久保居光一郎） 皆さん、おはようございます。傍聴席の皆様方には、朝早くからお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

ただいま出席している議員は17名です。定足数に達しておりますので、ただいまから会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第1 一般質問について

○議長（久保居光一郎） 日程第1 一般質問を通告に基づき行います。

なお、新型コロナウイルス感染症対策に係る申合せにより、質問者の持ち時間を、質問と答弁を含めて60分としておりますことから、議長において時間を計測し、持ち時間の60分を超えた場合は制止をいたします。

また、質問者の通告した予定時間となりましたら、質問の終了を求めますので、御了解願います。

なお、通告された質問の要旨から想定できない質問内容等の場合には、注意をいたしますので、併せて御了解お願いいたします。質問、答弁は簡潔明瞭に行うようお願いいたします。

通告に基づき、17番平塚英教議員の発言を許します。

17番平塚英教議員。

[17番 平塚英教 登壇]

○17番（平塚英教） おはようございます。17番平塚英教でございます。議長の許可を得ましたので、通告しております5項目について順次質問してまいりたいと思いますので、明快なる御答弁をお願いしたいと思います。

○議長（久保居光一郎） 17番平塚英教議員。

○17番（平塚英教） まず、那珂川緊急治水対策プロジェクトについてお尋ねをいたします。

本市は、一昨年10月の東日本台風によりまして甚大な被害を受けたところであります。特に那珂川の増水による浸水被害は、宮原地区で住宅35戸、事業所22棟、下境地区で住宅49戸、事業所6棟が被害を受けました。那珂川の豪雨増水による浸水被害を防ぐため、国、県、那珂川沿線市町によりまして那珂川緊急治水対策プロジェクトをまとめて、昨年から推進しているところであります。

本市におきましては、この同プロジェクトの多重防御の治水の推進として、遊水・貯留機能

の確保を目的に、地形や現状の土地利用等を考慮した遊水地・霞堤の整備を進めるとしまして、下境地区に霞堤を設置したいとして、昨年10月22日、23日に6回にわたって説明会を開催し、地域住民は延べ111名が参加したとのことであります。

霞堤は、2024年度までに完成を目指すとして、霞堤設計のための測量等が実施されたと思いますが、霞堤建設のための測量と地質調査及び設計の進捗状況を伺いたいと思います。

霞堤の設計がまとまっているとすれば、地域住民の方々にこの堤防などの設計内容や、用地取得に関する説明会を実施することになると考えますが、今後の具体的な進め方について説明を求めるものであります。よろしく願いいたします。

○議長（久保居光一郎） 川俣市長。

○市長（川俣純子） 霞堤の測量調査の進捗状況と、地元説明会の実施についてお答えいたします。

霞堤の整備につきましては、令和2年度に事業主体であります常陸河川国道事務所において測量調査が行われたところであり、測量調査に基づく整備計画案について、地元説明会を開催する予定であります。現在、新型コロナウイルスの感染症対策として、密集・密接にならない会場の選定や実施回数、回数ごとの参加人数等について、地元自治会や常陸河川国道事務所と協議を行っているところであります。今後、常陸河川国道事務所と協議しながら、なるべく早い時期に説明会を開催できるよう調整してまいりますので、御理解と御協力をお願いしたいと思います。

○議長（久保居光一郎） 17番平塚英教議員。

○17番（平塚英教） これが那珂川緊急治水対策プロジェクトのパンフレットでございます。この中で、昨年10月22、23日に開いた説明会がこれですね。その後、測量、地質調査、そして堤防などの設計がされまして、今度進めるのはその内容の説明会というふうになるのかと思うんですが、具体的には、例えば小原沢地内の方で下境に土地を持っていたり、あるいは下境と小原沢に県道那須黒羽茂木線がありまして、霞堤に実際に水害があったときには、県道が水没することで、そこから小原沢のほうに行けなくなる可能性が出てきますよね。そういう点についても、ぜひ説明会の中で説明していただきたいというのが一つです。

あとは、前回、あそこに住宅がありながら、ほかのところに住んでいるために、説明会に参加できなかった方もかなりいらっしゃると思います。そういうことも含めて、具体的にはどのような説明会を考えていらっしゃるのか、地元との話し合いを進めているのか、説明をお願いいたします。

○議長（久保居光一郎） 佐藤都市建設課長。

○都市建設課長（佐藤光明） ただいまの平塚議員の御質問にお答えいたします。

下境の関係自治会長さん6名いらっしゃいまして、その方と先日も説明会につきまして相談をしたところでございます。具体的には、下境地域にお住まいの方は全員、それから土地をお持ちの方につきましても名前を拾い出し、通知をする。小原沢地区につきましては、まだ相談段階でございますが、そちらも含めたほうがいいでしょうということになれば、小原沢地区の方にも御案内をしていきたいと考えております。

時期につきましては6月下旬を予定しておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（久保居光一郎） 17番平塚英教議員。

○17番（平塚英教） この霞堤につきましては、地元住民の方からすれば急に降って湧いた、今度の水害に乗じていきなり霞堤を造るというふうに出てきたと受け止めている方が多いんですよ。

問題は、12月定例会で私、申し上げましたが、もともとは烏山地区の那珂川にダムを造るという計画があったんですが、これが平成3年ですか、ダム建設はなくすということで、この地域は遊水地という位置づけになりまして、国の那珂川水系河川整備計画の中では、下境は遊水地というふうになっているんです。だから、そのところでこの霞堤は、遊水地をこれから何十年かけて整備するのか分かりませんが、その第1弾なんだということで説明していただかないと、自分たちだけが犠牲になって、どういうことなのか分からないという意見もありますので、そのところを明確にしてもらいたいと思うんですが、いかがですか。

○議長（久保居光一郎） 佐藤都市建設課長。

○都市建設課長（佐藤光明） 今、平塚議員がおっしゃられましたとおり、代表自治会長さんに集まっていた際にも、遊水地についてはきちんと説明をしないと住民の方が納得しませんよという話はしておりますので、今回開催されます説明会におきましては、常陸河川国道事務所のほうからきちんと説明がなされるものと思っております。

○議長（久保居光一郎） 17番平塚英教議員。

○17番（平塚英教） その際、先ほどのパンフレットでいいますと、説明会後には用地に杭を打って、用地とか物件調査をして、今度、買収という形で進めていくんだと思うんですが、その辺、これから物件調査とか用地交渉に進んでいくということも、明確に流れを説明していただきたいと思います。

そこで霞堤につきましては、私が質問して、誤解があるような話になっているのかもしれませんが、増水のときに霞堤内に土砂あるいは流木等が入った場合に、それは地元で地権者等が撤去してくださいというふうに市が言ったと言ったんですが、それは霞堤を設置している国の補償ということではなくて、災害対応ということで補償するという考え方でよろしいんですか。そこを確認しておきたいと思います。

○議長（久保居光一郎） 佐藤都市建設課長。

○都市建設課長（佐藤光明） 霞堤が設置されることによりまして、上流からの浸水はほぼなくなるというところで、霞堤の下流側の開口部からの水が入ることになりますので、流木等につきましてはこれまでよりは入る量は少なくなるのかなと思っております。

災害の対象になるかということにつきましては、その程度によると思っております。大きい場合には災害の対象になると思いますが、小さい場合には、大変申し訳ないですが、農家の方に自分で処分をしていただくことになると思います。

○議長（久保居光一郎） 17番平塚英教議員。

○17番（平塚英教） だからそれで誤解を受けたので、浸水被害に遭ったときにはこれまでのような対応を地元とやりますという方向で進めてもらわないと、自分で見直せやというのでは、霞堤を造って、俺らは犠牲になるのかってなっちゃいますよ。

○議長（久保居光一郎） 佐藤都市建設課長。

○都市建設課長（佐藤光明） 失礼しました。そうしますと、農地が壊れたという場合でございませぬ。それにつきましては災害対象になります。立ち木が田んぼに残っちゃったものについてということで、私、理解してしまいましたので。

○議長（久保居光一郎） 17番平塚英教議員。

○17番（平塚英教） 地元との誤解が生じたので、そこは念のために。

○議長（久保居光一郎） 佐藤都市建設課長。

○都市建設課長（佐藤光明） 農地が壊れたとか、水路が壊れたという場合には、もちろん災害の対象になります。

○議長（久保居光一郎） 17番平塚英教議員。

○17番（平塚英教） 今までと同様ということですね。

○議長（久保居光一郎） 佐藤都市建設課長。

○都市建設課長（佐藤光明） そのとおりでございます。

○議長（久保居光一郎） 17番平塚英教議員。

○17番（平塚英教） よろしく申し上げます。

続きまして、宮原・下境地区の防災集団移転促進事業のアンケート調査が実施されたと思っております。この那珂川緊急治水対策プロジェクトの一環である土地利用、住まい方の工夫として、防災集団移転促進事業を市が事業主体となってやるということで、本市は宮原・下境地区を候補地として進めるということで、これは説明会で発表しております。

2024年度までにこの事業の計画をまとめたいということでございます。宮原・下境地区住民へ防災集団移転促進事業のアンケートを実施したと聞いておりますが、そのアンケートは

宮原、下境には何軒の方に送付して、それぞれどのような内容の回答があったのか説明をいただきたいと思います。

○議長（久保居光一郎） 川俣市長。

○市長（川俣純子） アンケートの集約状況と、今後の進め方についてお答えいたします。

アンケート調査につきましては、昨年12月に下境地区と宮原地区の全世帯を対象に調査票を送付したところであり、3月31日時点の回収率は約70%であり、住民の関心度は高いものと感じております。

今後は、防災集団移転促進事業を進めるための集団移転促進事業計画を策定の上、国の同意を得ることとしており、防災集団移転を含めた安全な住まい方について、地域住民の皆様と合意形成を図るため、個別相談会や地元住民説明会を複数回開催することとしております。

現在、新型コロナウイルス感染症の発生状況を踏まえながら、先ほどの霞堤と同じですが、地元自治会と開催時期等の協議を行っているところであり、なるべく早い時期に個別相談会も開催できるよう進めてまいりたいと考えております。

あと、数字のほうは課長から答弁をさせますので、御理解のほどお願いいたします。

○議長（久保居光一郎） 佐藤都市建設課長。

○都市建設課長（佐藤光明） 下境・宮原地区の方にアンケート調査を実施しました。その内容につきまして説明をいたします。

調査対象につきましては、下境地区が219世帯、宮原地区が114世帯、合わせて333世帯にアンケート調査を実施しました。回収率につきましては、先ほど市長からおおむね7割と申し上げましたが、下境につきましては73%、宮原地区につきましては60%という状況になっておりますので、よろしくをお願いいたします。

○議長（久保居光一郎） 17番平塚英教議員。

○17番（平塚英教） これについても防災集団移転促進事業の仕組みとか、どのぐらい補償になるのかとか全く分からない中でアンケートを取りましたので、地元としては、6回の説明会をやったのは霞堤を造るための説明会ですよね。もちろん、この集団移転についても若干触れたと思うんですが、集団移転そのものの内容が分からないのにアンケートを取らされたという思いが地元にはあります。

したがって、先ほど市長は何回か説明会をやって、地元の意見も聞きたいという話があるんですが、自治会長さんに聞くと、要するにこの間の東日本大震災で家屋が全壊とか、大規模半壊とか、もう形がなくなっちゃったお宅もあるんです。そういうところとか、地元で結局住めなくて、例えば高根沢とか宇都宮とか、そっちの自分の家族のほうに身を寄せていると。こういう方もいらっしゃると思います。

そういうような様々な条件が違うので、それで温度差もあると。下境の高台は移転は必要ないわけで、当然、浸水想定区域に住んでいらっしゃる方が対象なんですけど、そういう方々はどのぐらい補償されるのか、どこに代替地を設定してもらえるのか、どういうふうにそこに移転したらいいのかというのが全く分からないのでアンケートを取ったわけですから、これはあくまでも意向調査だと、前、課長からお聞きしたんですが、これからこのアンケートを踏まえて、私は移転に賛成ですよ、私は中身が分からないから保留ですよ、私は先祖代々のここに住み続けたいから反対ですよと、様々な人がいますよね。そういうものを踏まえて、実際どういうふうに進めるんですかね。地元の自治会長は、それぞれ条件が違うんだから、対象の家をずっと1軒1軒説明しながら訪ねてほしいという話もあるんですが、担当課としてはどんなふうに進めるのか、もう一度御答弁をお願いします。

○議長（久保居光一郎） 佐藤都市建設課長。

○都市建設課長（佐藤光明） それぞれの方で条件が違いますので、個別訪問とはいかないんですが、ある程度日数を設けまして、個別相談会ということで1日、9時から5時まで公民館のほうに詰めておりまして、その時間帯に来ていただいて、それぞれの方の心配事とか、補償がどうか、そういう話をお聞きしながら、またその後に全体の説明会をやり、また個別をやりということで複数回実施して、皆さんが心配のないような形に持っていきたいと考えておりますので、御理解をお願いします。

○議長（久保居光一郎） 17番平塚英教議員。

○17番（平塚英教） ぜひお願いしたいんですが、先ほども言ったように94%の住宅の場合、移転補償があるというものも分からないわけですから、移転するのに自分でお金を出して移転しなくちゃならないのかなと、土地だけを市が用意するのかなというふうに誤解していらっしゃる方もいますので、その辺はアンケートどおりじゃないので、下境のコミュニティを守るためにも賛成の方どうぞというやり方じゃなくて、よく内容を周知して、それぞれの地域でコミュニティをちゃんと保てるような推進の仕方をしていただきたいというのが1点。

あとは、代替地の確保をどんなふうこれから進めようとしていますか。

○議長（久保居光一郎） 佐藤都市建設課長。

○都市建設課長（佐藤光明） 平塚議員がおっしゃいました代替地というのは、移転先ということですね。

○議長（久保居光一郎） 17番平塚英教議員。

○17番（平塚英教） 移転先ということです。

○議長（久保居光一郎） 佐藤都市建設課長。

○都市建設課長（佐藤光明） 移転先につきましては、実際に移転する希望者の数、それか

ら地域コミュニティの維持等を考慮しながら、地元の方とよく相談をしながら決めていきたいと考えておりました、まだお示しできる段階ではございませんので、よろしく願いいたします。

○議長（久保居光一郎） 17番平塚英教議員。

○17番（平塚英教） 後で沼田議員のほうからも質問があるかと思うんですが、非常に重要でデリケートな問題でございますので、真剣に関わっていただきたいと思います。

この件に関しましては、LGBTで私と意見は全く違いますが、自民党の築和生代議士が3月31日の国土交通委員会で、流域治水関連法案について参考人質疑を行いました。集団移転も含め、より水害リスクの低い地域への居住や都市機能移転を円滑に進めるには、どのような点が重要かというふうに質問したんです。これに対して、千葉大学大学院園芸学研究院の秋田典子教授は、住民に早い段階から情報をお知らせすることが大事だと。情報公開が一番大事だよと。移転先と移転元をどうするのかについて、十分に協議を進めるための予算準備も重要だと述べたとおっしゃっております。

こういうことなので、霞堤は国土交通省が造るんだけど、この集団移転については市が実施主体と。しかし、先ほど言った94%の移転補償については、国のほうで補填してくれるという中身だそうでございますので、そこのところは十分国や県のいろんな支援をいただきながら、円滑な進め方をしていただきたいと思います。これについて答弁はありますか。

○議長（久保居光一郎） 川俣市長。

○市長（川俣純子） ありがとうございます。重々それは皆さんからの御意見でも分かっていますし、地元の方々からも言われているとおり、個別相談会を開催させていただくため、実はアンケートはそのための基盤が欲しかったので、皆さんの御意見を聞く、そして何回も聞かないと御家族とかいろんな状況で変わるとおっしゃるので、この1年間で決めるつもりはありません。皆さんの状況を見たり、確かに議員おっしゃったように、もう既に違うところに住んでいらっしゃる方もいるので、いろんな話をお聞きしながら、1軒1軒違いますので、対応していきたいと思っています。

その後にもまた集団で移転になりますので、大まかな意見をまとめなければなりませんので、そのときも何度か交渉をさせていただき、皆さんが同意できるような方向に持っていくのには時間がかかると思いますが、皆さんの御協力も得ながら進めていきたいと思っていますので、よろしく願いいたします。

○議長（久保居光一郎） 17番平塚英教議員。

○17番（平塚英教） ぜひそういうことで、よろしく願いいたします。

次、2つ目の質問でございます。災害時に市町村が発令する避難勧告を廃止しまして、避難

指示に一本化する、改正災害対策基本法が本年4月28日に成立をしております。これまでの「大雨・洪水警戒レベル」は、5段階の上から2番目のレベル4に「避難勧告」と「避難指示」が併記されておりましたが、分かりにくいために、住民の逃げ遅れをなくすということが狙いということでもあります。併せて、風水害の情報を5段階に分類する「大雨・洪水警戒レベル」の内容についても、最高のレベル5は「災害発生情報」から「緊急安全確保」に変更されたとのことであります。危険な場所にいる場合には、レベル4までに避難を済ませることが基本とのことであります。

さらに、災害弱者の逃げ遅れを防止するには、手助けが必要な人ごとに避難ルートや避難先などを事前に決めておく個別計画が有効として、市町村に作成を努力義務化しております。名称は「個別避難計画」に変更となっております。

また、浸水被害防止のため、都道府県が指定した区域への建築を許可制にする流域治水関連法も成立し、ハザードマップ、避難地図や浸水想定区域を、大きな川だけでなく、中小河川でも作成して、リスクを事前に周知することや、雨水を一時的にためる川沿いの低地を保全する仕組みの導入、高齢者施設の避難態勢を自治体が確認し、不十分なら助言・勧告を行うこととの内容であります。

この改正災害対策基本法並びに流域治水関連法の制定を踏まえて、本市の防災対策を今後どのように進めていくのか、具体的な取組の方策について説明をいただきたいと思っております。

○議長（久保居光一郎） 川俣市長。

○市長（川俣純子） 災害対策基本法の改正及び流域治水関連法の制定を踏まえた、本市防災の具体的な対策についてお答えします。

改正災害対策基本法は、今年の5月20日に施行され、避難に関する情報については避難勧告が廃止されるとともに、緊急に安全を確保するための措置の指示が加えられました。また、警戒レベルの運用も改定され、警戒レベル3は「避難準備・高齢者等避難開始」から「高齢者等避難」に名称が変更となり、警戒レベル4は「避難勧告」が廃止され、「避難指示」に一本化されました。また、警戒レベル5は「災害発生情報」から「緊急安全確保」に名称が変更となりました。

これらの避難に関する情報は、市・町が発令の主体となります。風水害時においては、洪水予報河川等の水位に応じて発令のタイミングを定めておりますが、このたびの改正により、警戒レベル4の「避難指示」は、これまでの「避難勧告」と同じタイミングで発令することとなります。災害時においては、気象情報や被害情報の収集・分析を行い、ちゅうちょなく避難に関する情報を発令できるよう努めてまいります。

また、水防法の改正により、洪水ハザードマップの作成対象が中小河川まで拡大され、栃木

県が作成する浸水リスク想定図のうち、本市に関連する江川、木須川の浸水リスク想定図が先月の5月26日に公表されたところであります。加えて、土砂災害警戒区域を指定するため、栃木県において調査が進められております。

新たな浸水リスク想定図及び土砂災害警戒区域を反映した新たなハザードマップを年度内に作成することとしています。栃木県において作成が予定される避難啓発のリーフレットと併せ、行政区長を通じて全戸配布を行うほか、地域の防災訓練等も活用しながら、避難に関する情報の周知・啓発に努めてまいりたいと考えております。

水防法及び土砂災害防止法の改正により、浸水想定区域及び土砂災害警戒区域に立地する要配慮者利用施設が作成する避難確保行動計画に関し、これまでも施設から避難計画書の提出や訓練の相談を受けた際に、適宜、対応してきたところであります。引き続き施設との連携を図りながら、適切に対応してまいる考えでありますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（久保居光一郎） 17番平塚英教議員。

○17番（平塚英教） その中で答弁がなかったのは、災害弱者の逃げ遅れ防止のために手助けが必要な方を、事前に避難ルートとか、避難先を確保するということでの個別避難計画を市町村が作成するように努力義務化するとなっているんですが、これについては担当課としてはどんなふうに考えていますか。

○議長（久保居光一郎） 佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤博樹） 個別避難計画につきましては、現在、健康福祉課サイドのほうでそれに向けての準備をしているところでございます。詳細については、また渋井議員のところでも改めて質問がありますので、その際、答弁させていただきたいと思っております。

○議長（久保居光一郎） 17番平塚英教議員。

○17番（平塚英教） ぜひ法に則して避難の遅れがないように、また、今度は勧告じゃなくて避難指示ですから、レベル4で、みんなで避難するというところでございますので、前もって自治会のほうでもそういう避難場所とか、ルートとか決めるような方法を育成していただきたいと思っております。

次、土砂災害防止法に基づく基礎調査が完了したとして、調査の結果について、関係住民に烏山土木事務所長及び市長連名で送付されておりますが、この調査は土砂災害の危険性がある区域を明らかにし、関係者への周知や警戒避難体制の整備を図るため、土砂災害警戒及び特別警戒区域を指定した上での根拠となるものとしておりますが、送付された関係住民はこれをどのように活用していいのかわかりません。この調査報告について、市当局は今後どのように活用を図る考えなのか、明確な説明をいただきたいと思っております。

○議長（久保居光一郎） 川俣市長。

○市長（川俣純子） 土砂災害防止法に基づく基礎調査の活用についてお答えします。

烏山土木事務所では、平成29年度から、土砂災害の防止に向けた対策を講じるため、基礎調査を実施しております。今般、基礎調査の一部が完了し、その結果が公表されたところであり、関係する住民を対象とした説明会を開催する予定でありました。しかしながら、新型コロナウイルス感染拡大を考慮し、通知による調査結果が報告されたところでありました。

今後、調査結果に対する本市からの意見を踏まえ、今年度内に新たな土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を指定の上、公表されることとなります。

先ほどの答弁と重複いたしますが、新たな浸水リスク想定図及び土砂災害警戒区域を反映した新たなハザードマップを年度内に作成することにしており、行政区長を通じて全戸配布を行うほか、地域の防災訓練等も活用しながら、避難に関する情報の周知・啓発に努めてまいりたいと考えておりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（久保居光一郎） 17番平塚英教議員。

○17番（平塚英教） これ、私の家にも送ってきたんですが、裏山が崩れるから気をつけろということなんだけど、1軒しかないところは移転できませんよね。5軒以上と連担で決まっているので。そうすると不安だけが送られてきたみたいな、恐らくそういう思いをしている方が、何軒にこれ送ったんだか知りませんが、かなりいらっしゃるんじゃないかなと。

本当はそういうのに説明会を開くわけだったんですけど、コロナでできないということでございますので、ぜひその辺、これからハザードマップによって早期避難の対象にしてくれとかいう話だと思うんですが、その取扱い方について十分協議を、送った方ともこれからも進めていただきたいということで、次の質問にいきたいと思います。

次、新型コロナ対策についてお尋ねをいたします。政府の新型コロナウイルスに対する無為無策の対応によりまして、9都道府県に発令されていた緊急事態宣言が6月20日まで延長されました。コロナ第4波は、関西地方など、沖縄、北海道も含めて、全国で医療崩壊状態を引き起こし、変異株が急速に広がるなど、予断を許さない状況が続いております。オリンピック強行を最優先する政府の対応が後手後手、中途半端の繰り返しで、何よりも徹底したPCR検査を実施して、新型コロナの流行を積極的に抑え込む対策が取られてこなかった政府の責任は極めて大きいと言わざるを得ません。

本市においても、新型コロナウイルスに対する社会的検査についての陳情書に基づいて、医療機関や福祉施設、学校等々の職員に繰り返し、無料でPCR検査を行っていただきたいと。

さて、質問であります。本市においては、医療従事者に続いて、5月8日より65歳以上の高齢者への新型コロナ感染症ワクチン接種が行われております。どれだけのワクチンが供給

されるか分からないという中で、3月30日に9,600人に予約クーポン券を送付しまして、一斉に予約申込みがコールセンターに殺到し、LINEやインターネット予約の準備が整わず、第1回目の予約申込みができず、多くの市民に迷惑をかけたところでもあります。

第2回目の予約は5月20日からありますが、商工会青年部のボランティアでのオンライン申込みの協力もありましたが、このオンラインの申込みは僅か15分で終了したということでございます。電話での申込みは相変わらずつながらず、大混乱、何日かけてもつながらないと、多くの市民が大変な怒りを持っているところでもあります。

第3回目の予約は6月1日から行われている状況でございますが、現在までの予約受付状況と65歳以上のワクチン接種の実施状況、これを改めて説明いただきたいと。市民が安心してワクチン接種の予約ができるよう、ワクチンの接種が受けられるよう、改善を図りながら進めたいと考えていますが、ワクチン接種の今後の見通しについても改めて説明をお願いいたします。

○議長（久保居光一郎） 川俣市長。

○市長（川俣純子） ワクチン接種の今後の見通しについてお答えいたします。

65歳以上の高齢者の接種に関しましては、十分にワクチンが供給される見込みとなったことから、市武道館における集団接種の実施日を週3日から週5日に増やすとともに、那須南病院での個別接種を新たに週2回実施するなど、市民の不安解消に向け、接種枠人数の拡大を図ったところでもあります。

5月20日から行った第2回目の予約受付に際しましては、電話回線を増やすとともに、稼働できなかったインターネットやLINEからの予約もできるよう改善いたしました。また、広報お知らせ版臨時号の発行や、防災行政メールをはじめとする様々な情報発信手段を活用し、市民に対し分かりやすく情報提供を行ったところであり、また商工会青年部の方々の御協力のおかげで、大変感謝しております。

第3回目の予約受付の際には、高齢者全員分のワクチンが十分に確保されていることを周知の上、不安の解消に努めるとともに、インターネット予約分を増やすほか、まだ予約できていない接種希望者全員が円滑に予約できる方法として検討して、対応したところでもあります。今回も商工会青年部の方々に大変御協力いただき、順調にインターネットで予約が取れたと聞いております。また、電話のほうの予約がまだ少し残っていると思います。

また、64歳以下のワクチン接種に関して、実施に際しては国が示すワクチン接種の優先順位を十分踏まえ、接種券の発送方法や予約等につきましては、他市町等の状況を参考にしながら、慎重かつスピード感を持って検討を進めたいと思っています。

今回、集団接種場とか、企業とか、大学とかも出てきましたので、接種券は配るようなのか、

その辺も今、検討の域に入っていますので、調整をさせていただきたいと思います。

あと、数字に関しましては、課長のほうから報告をさせますので、よろしく願いいたします。

○議長（久保居光一郎） 皆川健康福祉課長。

○健康福祉課長（皆川康代） では、まず接種の状況について先にお知らせいたします。

5月8日から5月20日までに接種が行われた分についてです。こちら65歳以上の方は、1,351人の方が1回目の接種を終えております。この中から、5月29日から第2回目の接種を行っております。1,351人のうち、本日の午後も接種は予定されておりますけれども、本日の午後の分までも含めまして、2回目の接種が終了するのは605人となります。

それから次に、予約の状況です。これから6月12日から始まる日程につきましては、予約は2回行いました。5月20日から5月25日の間に予約を取っていただいた方、これは日程は6月12日から6月30日までの分でございます。4,105人の方が予約をいただいております。また、6月1日から、併せて時間の延長ですとか、日にちの追加をしたということで、6月12日から8月5日分の予約を取っております。これは現在進行中でございますけれども、昨日までの状況ですと、2,004人の方が予約を取っております。

そうしますと、1,351人と4,105人、2,004人を合計しますと、7,460人の方が接種をしている、また予約が済んでいる方になりまして、9,800人いる65歳以上の方に占めます割合は76%を超える状況でございます。

また、那須烏山市には高齢者施設がたくさんございます。高齢者施設の場合ですと、本市に住所がない方も含まれております。この方々に対しましても接種は那須烏山市で行うこととなりますけれども、現在、巡回、市がお医者さんと看護師さんと市の職員と行って、巡回で接種を行う方は大体364人ございます。そのほかに、施設の嘱託医の方が直接行います方が200人程度おります。この方々については、市内に住所がある方、市外に住所がある方も含まれておりますので、この9,800人の中の全員が直接影響するということではございませんけれども、現在の状況でございます。

以上です。

○議長（久保居光一郎） 17番平塚英教議員。

○17番（平塚英教） この件に関しましては何人も議員が質問しておりますので、時間もないので繰り返しません。そうしますと6月1日からの予約で、9,800人の市民からの申込みは完了していきたいと。もし向こうから連絡がない場合にはこっちで問合せをして、確認をしたいという方向でよろしいんですね。

○議長（久保居光一郎） 皆川健康福祉課長。

○健康福祉課長（皆川康代） 現在の予定ですと、6月15日頃には大まかな予約の状況が確定されてくると思いますので、その時点でまだ予約のない65歳以上の方につきましては、拾い上げを行って、意思の確認をさせていただきたいと思っております。

○議長（久保居光一郎） 17番平塚英教議員。

○17番（平塚英教） それで今度は64歳以下ということで、16歳以上という考えなんですかね。国では12歳以上を対象にするみたいなことを言っていますが、取りあえず64歳から12歳、16歳までという、これまでの方針で進めると思うんですが、対象者は1万3,300人というふうに聞いております。これについては持病を持っている方とか、様々な条件が違いますので、優先順位はいろいろあるかと思いますが、おおむね予約はいつ頃までに終わらせる、そして接種はいつ頃までに終わらせるという見込みはありますでしょうか。

○議長（久保居光一郎） 皆川健康福祉課長。

○健康福祉課長（皆川康代） 現在のところ、先ほど市長も答弁しましたとおり、接種に関する優先順位についても毎回状況が変わっておりますので、そちらを勘案してから接種の方法とか、クーポン券の出し方も計画していきたいと思っています。まだ大まかなことも決まっておりますので、未定ということではありますけれども、ワクチン接種の事業は2月の末が終了だというふうに言われております。ただ、65歳以上の方も随分前倒しになっておりますので、そちらの状況も踏まえながら、計画を進めていきたいと思っております。

○議長（久保居光一郎） 17番平塚英教議員。

○17番（平塚英教） これは市民からの私に対する情報提供なんですが、敬愛荘というのがありますよね。そこで、ここのお年寄りも、もちろん地元・那須烏山市のお年寄りもいますけれども、那珂川町のお年寄りもいると。那珂川町はワクチンの接種会場までバスで送り迎えをしてくれると。もちろんこれは無料でございます。それで、那須烏山市は自費でワクチン接種に行かなくちゃならないし、予約を取ってなければ予約を取らなくちゃならないですよ。その辺で、同じ敬愛荘のお年寄りの中で、ワクチン接種したお年寄りと接種できないお年寄りの中で格差が生じるということで、問題になっているんです。

それで、同じ広域を結んで、同じ施設内でございますから、そういうことがないように、ワクチン接種については広域間、あるいは両市町で協調しながら進めていただきたかったなと思うんですが、その辺もう一度、御回答お願いします。

○議長（久保居光一郎） 川俣市長。

○市長（川俣純子） 先ほど言ったように、実は高齢者施設は施設ごとにうちのほうで医師班をつくりまして、回って注射しております。敬愛荘はお医者さんが理事長なので、御自分で打つという話がありまして、こちらのほうではその体制が整うまでお持ちしていたので、ちょ

っと遅れていることがあります。他の施設は随分始まっているので、その辺の連携がうまくいかなかったのかと思います。逆に言ったら、地元で打つのではなく、その施設内で打たせていただいておりますので、交通料等はおかからないと思っております。

○議長（久保居光一郎） 17番平塚英教議員。

○17番（平塚英教） 私は、那珂川町と那須烏山市で広域を結んでいるわけなので、協調して統一してやってほしかったということがございます。本当はこれはもっともっとやりたいんですけど、時間がなくてね。

次、市長は新聞インタビュー「新型コロナ県内市長に聞く 2021」において、2019年10月の台風19号からの復興のさなか、新型コロナに襲われた1年、特に工業や商業への打撃が大きかったと回答されておりますが、具体的にはどのような影響が出ているのか、説明を求めるものであります。

併せて、国の臨時交付金を活用した各分野への支援事業に取り組んだが、今年も何にどのように振り分けるのか各課で調整を進めていると。今後とも支援継続を図る旨の回答をしておりますが、それらの具体的な方策について改めて説明をお願いいたします。今までも何度も御説明したと思いますが、もう一度改めて説明をお願いします。

○議長（久保居光一郎） 川俣市長。

○市長（川俣純子） 市内商工業への影響と今後の支援策についてお答えいたします。

本市では、市民の皆様の徹底した感染防止対策の御協力によりクラスターの発生もなく、比較的少ない感染者数に落ち着いている状況でございます。しかしながら、長引くコロナ禍の影響により、遠出の外出や複数人による外出控えが日常化しているほか、昨年度は八溝そば街道そばまつりや山あげ祭をはじめとする各種イベント等の中止に伴い、特に飲食業などの小規模小売店舗に大きな影響が及んでいると考えております。

また、経営に支障を来している事業者が受けられるセーフティネット認定件数が、例年であれば数件しかないところ、令和2年度は191件を認定しております。また、コロナ禍の影響による売上げ減少が要件の固定資産税の減免制度を109事業者が利用していることなどから、飲食業などの小規模小売店舗に限らず、幅広い業種で市内の多くの事業者が経済的な打撃を受けているものと考えております。

このような状況を踏まえ、特にコロナ禍の影響を受けている中小企業を支援するため、国や県の支援策の周知や仲介役を果たすとともに、昨年度から引き続き行っているコロナ禍で経営状況が悪化した事業者向けの融資制度やプレミアム付商品券事業、飲食店等割引券事業、一時支援金の横出し支援事業など、市独自の支援策を講じながら、地域経済の活性化に取り組んでまいりますので、御理解をお願いしたいと思っております。

○議長（久保居光一郎） 17番平塚英教議員。

○17番（平塚英教） 様々言いたいことがあるんですが、時間がなくて。

とにかく派遣とか、アルバイトとか、そういう人の雇い止めとか、若い人に非常に影響が出ております。学生もアルバイトができないということで帰ってこられないとか、それに対して去年はいろいろ支援の物資を送ったんですが、これもぜひ何かの方法で検討していただきたい。

また、これは質問に出してないんですが、学校の子供たちの経済的な問題で生理用品が買えないということで、学校のトイレに生理用品を備えてほしいという要望も出ておりますので、その辺もぜひ考慮しながら、コロナ禍の中での対応をいろいろと進めていただきたいと思います。細かな内容は後で要望いたします。

次、市内の高齢者の見守り対策についてお尋ねをいたします。

本市の高齢者人口は年々増加し、本年3月31日付けで、65歳以上の高齢者は9,421人、市人口2万5,501人の実に36.97%、約37%の高齢化率であります。特に高齢者夫婦世帯は1,115世帯、独居老人世帯は1,107世帯と。これは令和2年10月の民生委員調べというふうになっておりますが、高齢者が住み慣れた地域で生き生きと安心安全に生活していくための行政の支援サービスや、地域の方々のつながりを生かすということで進めることが極めて重要であると考えます。

本市や社会福祉協議会が実施している高齢者に対する見守り事業の内容と、対象世帯及び高齢者を見守る支援の公的機関、医療、福祉施設、支援協力事業所、団体、地域住民等についても説明をいただきたいと思います。

○議長（久保居光一郎） 川俣市長。

○市長（川俣純子） 高齢者に対する見守り事業についてお答えいたします。

高齢者における見守り体制は、支援の必要な高齢者を早期に発見し、対応するための高齢者見守りネットワーク事業と、自治会などの小地域において、地域が主体に見守りを行う小地域見守り活動があります。

高齢者見守りネットワーク事業につきましては、自治会、警察、関係機関、企業など240件の登録があり、心配な高齢者を見かけたら市や地域包括支援センターに連絡が入るシステムになっています。

小地域見守り活動につきましては、社会福祉協議会が中心に実施しているもので、昨年度市とともに新たに「見守り活動の手引き」を整備し、見守りの形態を「地域全体での目配りや声かけ」、「ふれあいの里やいきいきサロン等を活用する居場所提供型」、「虐待等が疑われる場合の通報型」、「本人同意の上、個別に定期的な安否確認、緊急連絡を行う個別型」の4つに区分し、地域に合った形態による見守り活動の推進を図ることにしました。

さらに、市が整備した避難行動要支援者名簿を連携させることで、平時の見守り活動と一体的な体制をつくり、災害時等の体制をつくっていくよう、自治会連合会の研修会においても活用をお願いしているところであります。現在10自治会では地域住民が主体となった見守り隊が組織され、定期的に見守り会議を開催し、日常生活上支えが必要な高齢者や障がい者等の世帯確認、対象者への声かけや見守り、訪問活動が行われております。

このほか、今年度新たに認知症高齢者の見守りの対策として、どこシル伝言板を導入しました。徘徊のおそれのある高齢者の衣服等にQRコードつきシールを貼り、発見者が読み取ることで早く家族に連絡が届く仕組みで、事業の周知、関連機関への市民の協力に準じて準備を進めているところでございますので、御理解のほどお願いいたします。

○議長（久保居光一郎） 17番平塚英教議員。

○17番（平塚英教） それでは、市や社会福祉協議会が実施している高齢者見守り事業を利用していない独り暮らしの高齢者等の見守り体制について、今の現状と今後の課題について説明をいただきたいと思います。

○議長（久保居光一郎） 川俣市長。

○市長（川俣純子） 見守り事業を利用していない独り暮らしの高齢者の体制についてお答えします。市は昨年度より、高齢者実態把握事業として、65歳以上の高齢者のみで構成する世帯に対し、民生委員児童委員による聞き取り調査を開始しました。この調査により、家族状況、健康状況など、災害時における見守り支援の必要性を把握し、避難行動要支援者名簿の登録についても併せて紹介を行ったところです。見守りが必要と判断した場合に、自治会で実施される小地域見守り活動のほか、民生委員の活動として定期訪問、地域包括支援センターによる支援、ボランティアによる生活支援、助っ人からすの定期訪問などにつなげています。

昨年度から県で先駆けて開始した高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業において、75歳以上の健康状態不明者として、過去1年間、健康診断、医療機関の受診のない方をリストアップし、医療職によって全戸訪問を行いました。これによって新たに見守りや支援が必要な方も把握され、関係機関につなぐことができました。

今後も高齢者を対象にした事業と連動し、関係機関と連携しながら、重層的な支援体制を整備して進めてまいりますので、御理解お願いいたします。

○議長（久保居光一郎） 17番平塚英教議員。

○17番（平塚英教） 最後に、本市の空き家対策についてお尋ねいたします。国土交通省は、空き家対策特別措置法に基づく指針を6月に改定する方針ということですが、本市における空き家の把握、そして空き家対策についてはどのような方策を取っているのでしょうか。

○議長（久保居光一郎） 川俣市長。

○市長（川俣純子） 空き家対策についてお答えいたします。全国的に空き家が増加傾向にあり、適切な管理がされないまま放置されています。防災、防犯、衛生、景観等にも、地域住民の生活に深刻な影響を及ぼしているのが、社会問題化している状況であります。

平成27年5月に空家対策等の推進に関する特別措置法が施行され、その対策が進められています。管理等不良空き家や雑草・樹木の繁茂などによる近隣住民からの苦情相談が寄せられ、その対応に苦慮しているのが現状であります。平成29年1月に空き地・空き家相談マニュアルを策定し、所有者等の調査・税務相談、構造的な相談、所有者への要請、空家バンクの登録などの相談について、関係各課が連携して運用を図って、所有者への情報提供などを行っているところであります。

具体的には、管理不良空き家や雑草・樹木の繁茂への対応としては、相談があった際に当該建物や敷地の現場確認を行い、管理されていないと判断した場合は、所有者へ口頭や文書で説明をしております。空き家の適切な管理がされるよう要請もしております。

国においては、空家対策等の推進に関する特別措置法に基づく指針を改正する方針となっておりますので、今後の動向を見ながら、空家対策計画の策定に向けた情報収集をさせていただきたいと思っております。庁内体制も整えて進めていきたいと思っておりますので、御理解お願いいたします。

○議長（久保居光一郎） 以上で17番平塚英教議員の一般質問は終了いたしました。

ここで休憩いたします。再開を11時10分といたします。

休憩 午前11時02分

再開 午前11時10分

○議長（久保居光一郎） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

通告に基づき、12番渋井由放議員の発言を許します。

12番渋井由放議員。

〔12番 渋井由放 登壇〕

○12番（渋井由放） 皆さんこんにちは。12番渋井由放でございます。ただいま久保居議長に発言のお許しをいただきました。傍聴席の皆様、議場に足を運んでいただき、誠にありがとうございます。

本日は、5点に関して質問をさせていただきます。執行部におきましては、明快なる答弁をお願いいたしまして、質問者席より質問をいたしますので、よろしく願いをいたします。

○議長（久保居光一郎） 12番渋井由放議員。

○12番（渋井由放） つくし幼稚園と、にこにこ保育園のお話をさせていただきたいと思

います。

まず、認定こども園を建設ということで、今、一生懸命こども課で計画を立てているところでございます。しかしながら、今の幼稚園の前というのはとてもきれいに歩道があって、車道も広くてというふうに改良がなされているわけです。それはどこへつながっているのか、どういふふうに今後やるのかと疑問に思うようないい道路がついているんですけども、こっこの県道から入る交差点は、信号機はついているんですが、変則になっていまして、今後、幼稚園と保育園が一つになって認定こども園になると、簡単に言うと、そこに行く園児さんというか、そういう子が多くなる。そうすると、そこへ送り迎えする御父兄さんも当然多くなる。

そうすると、今の交差点では安全確保の点で果たしてどうなのか。そして、そこは交差点は県道なんです。その先は市道なんです、その辺のところの安全確保という点で、交差点は当然県のもので、県に要望しなきゃならないと思うんですが、その辺も含めて御答弁をお願いしたいと思います。

○議長（久保居光一郎） 川俣市長。

○市長（川俣純子） 道路の整備についてお答えいたします。

主要地方道宇都宮那須烏山線から、市立つくし幼稚園入り口丁字路交差点までの約110メートルに関しましては、県道との変則交差点であり、また幅員が狭い状況となっております。このような状況から、通勤・通学時における安全性の確保に向け、道路整備の必要性があると考えております。

しかしながら、整備に向けては、多額の費用と時間が必要になることと、整備予定の認定こども園との調整も必要となってまいりますので、県との調整もしながら、早期事業着手に向け財源確保に努めるとともに、県道交差点については県に要望してまいりたいと思いますので、御理解のほどお願いしたいと思います。

○議長（久保居光一郎） 12番渋谷由放議員。

○12番（渋谷由放） 認定こども園がオープンするまでにできればいいなという気持ちはありますが、なかなかそうもいかないのかなと。

まず、道路の確認をしたいと思うんですけども、大金駅を背にして出てきて、左に曲がってこの庁舎、そして今、改良しているところからずっとまた右に曲がっていくというのは、あれは小川大金停車場線ということで、県道でよろしいですか。

○議長（久保居光一郎） 佐藤都市建設課長。

○都市建設課長（佐藤光明） そのとおりでございます。

○議長（久保居光一郎） 12番渋谷由放議員。

○12番（渋谷由放） そうしますと、そこを今度は左じゃなくて右に曲がって、橋を越え

てバイパスまで行くと。これは何という道路になりますか。

○議長（久保居光一郎） 佐藤都市建設課長。

○都市建設課長（佐藤光明） その道路につきましては、山中の交差点から高瀬の交差点まで、こちらが主要地方道宇都宮那須烏山線ということで、田野倉交差点からいねやさんの交差点までは重用区間となっております。

○議長（久保居光一郎） 12番渋井由放議員。

○12番（渋井由放） そうすると、一般的にバイパスができてくると、市のほうに移管をされるということなのかなと思うんですが、その辺の計画はいかがですか。

○議長（久保居光一郎） 佐藤都市建設課長。

○都市建設課長（佐藤光明） バイパスが抜けました後、県と市で協議を重ねまして、今現在は平成29年3月に栃木県知事と那須烏山市長で覚書を取り交わしております、田野倉交差点が工事完了後、速やかに移管をするということで覚書を取り交わしております。

○議長（久保居光一郎） 12番渋井由放議員。

○12番（渋井由放） そうすると、今やっている田野倉交差点の改良、JR烏山線を抜いてやる改良工事ですけども、あれが終わり次第、市に移管されるというのが平成29年3月の覚書ということですかね。それまでには改良をやってもらわないと、市がやるということになっちゃうんじゃないかなと思うんですけど、その辺は当然、間に合うということによろしいでしょうか。

○議長（久保居光一郎） 佐藤都市建設課長。

○都市建設課長（佐藤光明） 田野倉交差点の完了が若干前倒しになるかもというところで、県からはお話をいただいておりますので、県道の交差点は移管までには終わらないということで、再度の協議を進めているところでございます。

○議長（久保居光一郎） 12番渋井由放議員。

○12番（渋井由放） それで一つ、こういうことは考えられないかな、またこういうふうにかえたらどうかという提案でございます。

まず、今できているバイパスは、度々水害に遭って水没するんです。度々水害、水没しちやえば通行止めとなりますと、どこを走ってくるかという、高瀬の交差点からずっと走ってきて、田野倉の交差点を曲がって宇都宮へ行く。こういうになりますね。そうしますと、この交差点もさることながら、橋から先、ちょっとは歩道はあるんですけども、どうせならずとそういう意味で、じゃなきゃ橋を上げるというのは無理だと思いますよね。だから逆に、水害時のバイパスはこちらですよという考えにならざるを得ない。

今は災害対策という意味でも、重要な幹線をしっかり改良してもらってから引き受けるとい

うような形、そういう考えで話ができないのかなと思うんですけども、その点についてはいかがですか。

○議長（久保居光一郎） 佐藤都市建設課長。

○都市建設課長（佐藤光明） 渋井議員からはいつもいい御提案をいただいております。災害時の迂回路的な利用につきましては、私も頭になかったものですから、そちらにつきましては県に要望していきたいと思っております。

ただし、移管前に現在の宇都宮那須烏山線の大金の市街地、こちらにつきましては側溝整備、舗装修繕等をやっていただくということで、調整はしているところでございます。

○議長（久保居光一郎） 12番渋井由放議員。

○12番（渋井由放） そうすると、県道のほうがある程度しっかり出来上がれば、今度は認定こども園といいますか、今の幼稚園のほうへ入る、簡単に言うと市道、これも一緒に改良をすべきであろうと思うんですけども、今回の初年度の予算ではそういう予算はついておりませんが、そういうことをやらないのか、またやる計画はあるんだけど、お金がなくてできないのか、それともやる気がないのか、こういうところをお尋ねしたいと思います。

○議長（久保居光一郎） 佐藤都市建設課長。

○都市建設課長（佐藤光明） 市道につきましても整備をしたいということで考えておりますので、よく財政当局と調整しながら、予算の計上獲得に向けて進めていきたいと思っております。

○議長（久保居光一郎） 12番渋井由放議員。

○12番（渋井由放） 財政のほうだということなので、財政のほうにちょっとお尋ねをしたいと思うんですが、少子高齢化で認定こども園という一つのものになるというところで、子供たちの安全の確保といいますか、保護者さんも含めてですが、そういうことがあれば、優先的には言いませんが、よくよく考えていただけないのかなと思うんですが、いかがですか。

○議長（久保居光一郎） 菊池総合政策課長。

○総合政策課長（菊池義夫） 今、都市建設課長が申し上げたとおり、当然安全第一というのが基本だと思っております。今御提案いただいた水害時の対応ということも、十分検討を踏まえながら、財政としても検討してまいりたいと思っております。

○議長（久保居光一郎） 12番渋井由放議員。

○12番（渋井由放） 生涯学習課長のときに体育館を壊したものですから、木も切りました、トイレも壊しました。あそこへさあっと道路を入れてもらう段取りなのかなと思いました。中山議員やその他の議員は反対しましたが、やっぱりあそこは道路を広げるためにやったのかなと思います。

それから、こども課のほうになりますが、そういう道路が入れば、当然、計画である土地は1ヘクタール以下になるのではないのかと思います。その辺のところ、御見解はどうでしょうか。

○議長（久保居光一郎） 川俣こども課長。

○こども課長（川俣謙一） 浸水想定区域内のここにこ保育園は、いつ浸水により強制的に使用できなくなるか分からないことから、つくし幼稚園と統合して認定こども園化を進めているところでございますが、設置プランを示したところ、渋井議員はもとより、ほかの議員からもいろいろ御教示、御意見をいただいているところです。

既に4つのプランを提示した基盤はございますので、皆さんからの御意見等を参考にしながら、今までとは違った視点も交えまして、関係部署、あと県の都市計画課とも検討をしながら進めてまいりたいと思いますので、よろしくをお願いします。

○議長（久保居光一郎） 12番渋井由放議員。

○12番（渋井由放） 都市計画区域内に開発をやるというのは、まず道路が基本だということなんです。道路を造ったらたまたま1ヘクタール以下になったというのは、これはまた別の問題なので、1ヘクタール以下になればある程度安く済むのかなと思いますので、道路に金をかけるか、開発に金をかけるかといったらば、道路に金かけたほうがいいよねというふうと思うところなんです。都市建設課とこども課と、もちろん財政も含め、全体でどれが一番いいのか、どうやったら安全安心で、子供たちを迎え入れることができるのかというのを考えていただきたいと思います。

ちなみに、これは統計ですから、事故が多いところはどこなんだということ、やっぱり交差点のようですね。ですから、まず未然に事故を防ぐというのは、今の交差点を改良し、その後、しっかりとした道路を造っていく。これは市の最大の使命だというふうに思います。

ついでに、今話をしているのであれば、避難用の道路としても重要なので、そこら辺もちょっと県のほうでお手伝いをいただけないかというふうをお願いをしてもらいたいと思いますけど、再度、都市建設課長、いかがでしょうか。

○議長（久保居光一郎） 佐藤都市建設課長。

○都市建設課長（佐藤光明） そのとおりでございますので、県のほうには強く要望してまいりたいと思っております。

○議長（久保居光一郎） 12番渋井由放議員。

○12番（渋井由放） 続きましては、ごみの減量化につきましてお尋ねを申したいと思います。

燃やすごみの中身を分析しますと、これは広域行政の主要施策の成果というところに載って

おりますね。4割以上が紙であるということでございます。分別すれば、経費の削減につながると考えております。市民に認識を高めていただき、分別を推進して、ごみの減量化を図るべきだと思いますけれども、市長の見解を伺います。

○議長（久保居光一郎） 川俣市長。

○市長（川俣純子） ごみの減量化についてお答えいたします。

本市の燃やすごみの排出量は、ここ数年、ほぼ横ばい傾向にあります。南那須地区広域行政事務組合保健衛生センターの令和元年度のごみ質組成分析結果におきまして、議員御指摘のとおり、燃やすごみの組成で紙類が42.6%を占めており、次いでビニール類、ちゅう芥類等が多くなっております。令和3年3月に、市民、事業者、行政との協働の下、資源循環型社会の構築を目指す第2次一般廃棄物処理基本計画を策定し、ごみの発生抑制、分別の徹底、ごみの削減の推進、リサイクルの促進等について定めたところであります。

ごみ減量化の主な取組としましては、分別排出の周知徹底、生ごみの水切り排出、食品ロス防止の普及啓発を推進してまいります。また、ごみ減量、リサイクル率向上の観点から、燃やすごみに混入している新聞紙や紙パック、段ボール、ペットボトルなどの資源物や燃やさないごみに混入しているスチール・アルミ缶、瓶類などの資源物の分別を徹底する必要があり、分別区分やリサイクルの重要性について、ごみ分別アプリや広報、ホームページ等により周知徹底を図ってまいりたいと考えております。

特に、本市のリサイクルにおいて課題となっている燃やすごみに含まれる雑紙のリサイクルを向上させるため、収集対象の周知を図るとともに、新たな出し方等を検討し、雑紙の分別排出の普及啓発に努めてまいりたいと思っております。

今後とも市民の皆様は分別排出の意識を高めていただけるよう、分かりやすく、できるだけ多くの方法で情報発信を図り、ごみの減量化、経費の削減に努めていく考えでありますので、御理解のほどと、また渋井議員にはたくさん指導いただいておりますので、今後ともよろしくお願ひしたいと思っております。

○議長（久保居光一郎） 12番渋井由放議員。

○12番（渋井由放） 私、これは令和元年度ですから、まだ2年度のものが出ていないということで、前からいろいろ見て、どうやったら少しでもお金が少なく対応できるのかなというふうに見ております。

その中でちょっと紹介をしたいと思うんですが、年度別ごみ総搬入量というのがございまして、平成27年度から令和元年度まで載っています。そうしますと、那須烏山市は平成27年度から比べるとどのぐらい減ったかという、2.54%減っているんです。だから、じわじわとは減ってきている。那珂川町、これを見ますと10.66%減っている。うちのほうの

減るのがかなり遅いというんです、単純に。

そうすると、どういうことになるかという、広域行政のこのお金はどうやって決めるかという、8割は搬入量だということなんです。そうすると、8割搬入量ということは、うちのほうが減りが少ない、片方は減りが多。じわじわ那珂川町から攻められる。こういうふうになるわけです。ざっと計算すると、平成27年度から比べると、110万円ぐらいうちのほうは押されてきているのかなと。

それはどういうことかという、うちのほうはそういう啓発が足りないということなのではないのかなと。私はそういうふうと思うというだけで、実際は違うかもしれませんが、市長の見解を伺います。

○議長（久保居光一郎） 川俣市長。

○市長（川俣純子） 今までも渋井議員に御指摘をいただきまして、アプリ等、皆さんに分別の強調をさせていただいております。でも、なかなか足りなくて、確かに私が組合長になったときから那珂川町との差がありますという話は伺っているので、特集を組んでいただいたりさせていただいておりますが、確かに減りが遅い。ほかの市町村のごみの減っているのよりは遅いのかなと私も感じておりますので、渋井議員からのアイデアをいただいたこと、雑紙の分別とかも含めて、進めていくように盛り込んでいきたいと思っております。

○議長（久保居光一郎） 12番渋井由放議員。

○12番（渋井由放） それで私、いろいろまたつまらない話をするとあれなんです、ごみは燃やすごみがどのくらい入っているかという、大体1万トンで433トン、これは那珂川町と那須烏山市の燃やすごみ。そうすると、今度はばいじんであるとか、不燃物残渣というものを合わせると、燃やした後の残り、9.75%ぐらいなんです。約1割は残る。1割残ると幾ら処理しているんだという、処理費が3,600万円ぐらいいかなと思います。

そうすると、紙をしっかりと分別して出せば、持っていく量は変わりませんが、燃やす量が変わると。燃やす量が変われば、持っていった約1割は減る。そうすると、持って行って、実はこれトン数が本当は違うんだと思うんです。まず、ちゅう芥類というのが8.3%になっているんですが、これは水分を乾かしたものだということなんです。乾かしたものは本当は水を吸ってくるものですから、変換しないとイケないかなと。

その変換で水分率というふうにしたらいんだっていったら、横浜市のごみのことをいろいろ見ると、水分は8割水分なんだと出ているので、米の玄米って15%以下なんですよね。15%以下にして計算し直すかというふうにしたらば、紙は42.幾つなんです、実際のところ29%になるということ。その中の29%の位置づけですけど、3分の1をごみ減量するとすれば、1割が減るのかなと思うんです。持っていくほうの1割を減らすとすると、持って

いって埋め立てるのも1割減るとすれば360万円。費用は3,600万円ですかね。そうすると、もしかすると360万円助かるかなと。分かりませんが、仮説として。だから360万円かけても徹底的に分別するんだというのを、しっかり市民の皆さんに訴えられるような施策をやってもらえればいいのではないのかなと思います。

あと一つは、ルール違反というか、ちょっと考え方が違うかもしれませんが、燃やすごみだけじゃなくて、ごみを持ち込まないというのも一つの選択肢なんです。私、さんざん言ってきました。障がい者施設へスチール缶、アルミ缶を持ち込んだらどうでしょう。そっちでやってくれますよという話。それイコール、持込み総量を減らすということです。そういう努力をしたって那珂川町に100万円押されているので、全然話にならないとは思いますが、そこでリターナル瓶を回収し、障がい者施設で分別して売ってもらうとか、あと一番簡単なのは、お金かけないでやるのはディスポーザーです。当然ですよ。

上下水道課はそんな余計なものいいよと思うかもしれないけど、これはトップの決断なんですよ、はっきり言って。決断と言ったってなかなかやってくれない。それは別に構いませんが、何を言っているかって、ここまで言うと思うんですが、ごみを持ち込まなきゃ安くなるんですよ。それで燃さなければ、もっと安くなるんです。

ということで、今までいろいろお話をさせていただいてきていますが、時間がもうなくなっちゃうので、次にいきますが、そういう全体的なお金をかけない方法、上下水道課だけじゃなくて、まちづくり課、そしてそういうところ全体に、結局八十何億円でやるなんて言ったって、こういう細かいことを一つ一つ積み上げてやらないと八十何億円なんか絶対できないと思いますよ。市長、今答弁をもらう必要はありませんが、後で考えていただきたいというふうに要望いたしまして、時間もないので、次にいきたいと思います。

それでは、次は龍門ふるさと民芸館リニューアルオープンについてということでございまして、龍門ふるさと民芸館がリニューアルオープンをいたしました。これで「五感で楽しむ那須烏山」と、このキャッチフレーズが決定しておりまして、この機会を逃さずシティプロモーションを展開すべきだと思いますけれども、市長の考えをお伺いいたします。

○議長（久保居光一郎） 川俣市長。

○市長（川俣純子） 龍門ふるさと民芸館リニューアルオープンについてお答えいたします。

渋井議員は何回も来館してきてくださってありがとうございます。龍門ふるさと民芸館につきましては、地方創生拠点整備交付金を活用しまして、昨年9月から改修工事を始め、令和3年4月22日にリニューアルオープンをしたところでございます。

当施設は、地元食材を中心に地産地消メニューを提供する龍門カフェを新設するとともに、タブレット等を使用した観光情報の発信やワーケーションにも対応できるフリーWi-Fi機

能を設置しております。また、多目的会議室は、ワークショップや会合や地域コミュニティ活動の拠点としても利用できる施設となっております。

議員御指摘のシティプロモーションにつきましては、龍門ふるさと民芸館を大いに活用しながら、五感で本市を感じていただき、認知度・魅力度をアップにつなげていくとともに、市民が誇れる愛着を持った施設にしていきたいと思っております。

今後とも議員各位の御指導、御尽力をいただきながら、関係団体との連携を図りつつ、稼ぐ観光の実現、にぎわい創出の拠点施設として運営してまいる所存でございますので、御理解のほどお願いいたします。

○議長（久保居光一郎） 12番 渋井由放議員。

○12番（渋井由放） お客さん、大変多いようでございます。私も何回も行って、ベーグル。ただ、私が行くたびなんです、カレーがたまたま売り切れておりまして、残念ながらまだ口にしておりません。それだけお客さんが多いのかなというふうには思いますが、私はただ行って楽しいというだけじゃなくて、あそこで議員の役割としていろいろこうチェックをしよう、提案しようということで今回になったわけですけれども、まず五感という話が出ましたが、あそこは補聴器をつけたときに響くのかもしれないと感じられました。洞窟なんかもあるし、広い高いところでね。

なぜこれを言うかということ、最近、自分もそうなんです、だんだん耳が遠くなってきているものですから、お年寄りが多いとすれば、だからどうなんだとかということよりも、聞きづらくなりますとか、もしそうだとすれば案内を出しておくなり、そういうおもてなしの心というのが必要なんじゃないのかと思いますけども、それは私を感じたことで、どうのこうのはありません。そうかもしれないということなので、ちょっと調べていただければと思います。

あともう一つ、これだけをお願いをしたいというのがあるんです。太鼓橋を渡って龍門ふるさと民芸館へ入る。太鼓橋というのは丸いですよね。そうすると、上っていくときは、それなり何とか上っていけるかなと思うんです。ところが、帰ってくる時はかなり危ないなと思われる。今、確かに安全対策はやってくれているんですが、それ以上の安全対策を考えていただいたほうがいいのかなと。あそこは土木の管轄なんだか、市の管轄なんだかよく分からないんですが、その点、商工観光課長いかがですか。

○議長（久保居光一郎） 小原沢商工観光課長。

○商工観光課長（小原沢一幸） まず、初めの補聴器の件についてお答えします。

補聴器につきましては、少しお時間いただいて確認を要しますので、その確認後に、必要とあれば注意書き等で館内に表示していきたいと考えます。

次に、橋の件なんですけども、あそこの橋を建設したのは土木事務所になります。その後、

市のほうに移管されたものであります。現在、龍門ふるさと民芸館の改修工事に合わせまして、周辺環境整備の一つとしまして、滑り止めの防止策を図ったところがございます。今後の状況を見まして、注意書きや手すり等の設置についても検討していきたいと考えます。

以上でございます。

○議長（久保居光一郎） 12番 渋井由放議員。

○12番（渋井由放） とにかく来てくれた人が安全でというよりも、楽しく帰れるようにしていただければなど。ただ、それには先回り、どこに危険が潜んでいるかとか、どこに何があるかというのは、そういうオープンしたりなんかする前、また設計するときに議論をしていただければと思います。

それであともう一つは、これ私、勝手に考えているんですが、せっかくなので近くに何か目玉商品がないかなと考えていろいろ歩いたんですが、そういう中に烏山大橋がフラッターエコー現象というんでしょうか、鳴き竜なんてこの辺では有名ですけど、あれが発生しているというのが新聞で一時紹介されまして、私も行って下でぱんぱんとたたきますと、とってもいいって自分ではあれですが、とってもいい音が響くんです。

それでいろいろインターネットで調べてみますと、多々羅大橋というのがあって、しまなみ海道という自転車で走るような、しまなみ海道の中の一つの大きい橋のようです。そこには鳴き竜現象なんて書いてあったり、鳴き竜橋って勝手に名前をつけてみたりして、SNSなんかでも発信をされていると。

あの烏山大橋って、私、土木行政に多少携わったのに言ってはあれなんですけど、この那須烏山市にしてはとっても、無駄と言ったら怒られちゃいますけど、とってもすごい大橋なんですよね。歩道ばっちりですからね、両脇に。そういうところだったら、橋が狭くてとてもそこへ立っていたんじゃない、引かれちゃうよというんじゃないんですよ。何人とバスで行っても大丈夫ぐらいなところなので、また那珂川の鮎なんかを釣っているところも見えます。そういうところをしっかりとPRしてもらえれば、そうすれば興味がある。とにかく日光の鳴き竜というのは有名ですから、烏山の鳴き竜橋みたいな。ただ、これは管理は土木がやっていますから、あまりいい加減なことをやってもあれなんですけど、ただ、その多々羅大橋ではあれが置いてあります。ぱあーんぱあーんと拍子木ね、そんなので響かせている。それがインターネットなんかでも発信されているということなので。

ついでに、これも人のパクリになっちゃうと怒られちゃうかもしれないんですけど、なすから特派員さんとか、SNSでいろいろやるんだよというところがございますから、そういうところの協力を得るとか、そういうことをやってみたらいかがかなと思うんですが、いかがでしょう。

○議長（久保居光一郎） 小原沢商工観光課長。

○商工観光課長（小原沢一幸） 龍門ふるさと民芸館の2階の部分には、天井に龍の絵が描いてございまして、そちらにつきましては鳴き竜現象は起きないんですけれども、烏山大橋の斜張橋の支柱の下で手をたたくとかなりいい音がするというのは、私も体験して、存じているところがございます。これらにつきましては、龍門ふるさと民芸館の2階の鳴き竜現象は市内のどこで起こるんだという表示とともに、先ほどのSNSを利用した拡散等もしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（久保居光一郎） 12番渋谷由放議員。

○12番（渋谷由放） それだけじゃなくて、いろんなものがあると思うので、上手に表示をしていただいて、やってもらおうと。

あともう一つは、これは令和2年3月の定例会になります。村上議員からの提案になりました、昨日は青木議員がいろいろ提案しましたが、自転車活用推進法というのができまして、レンタサイクルを置いたらいいんじゃないかというような村上議員からの、その1年前の話ですよ。令和2年3月。多分やらないんだろうなと思ってみたら、全くやってないと。見事的中みたいな、競馬だったらお金になるんですが、こういうのが的中したんじゃがっくりくるだけなんです。

そのときはその提案をしっかりと受け止めて、検討しますよというふうに。だから、いつまで検討するんでしょうかというのをどうぞ。

○議長（久保居光一郎） 小原沢商工観光課長。

○商工観光課長（小原沢一幸） レンタサイクルの検討につきましては、観光協会のほうにもお話ししたんですけれども、なかなか龍門ふるさと民芸館のほうまではいかなかったのが現状でございます。サイクリストを呼び込むためにサイクルスタンドの設置とか、そういったものにつきましては龍門ふるさと民芸館にも設置しておりますので、そのような方向で対応したいと考えております。

○議長（久保居光一郎） 12番渋谷由放議員。

○12番（渋谷由放） 私、JR東日本の社員じゃありませんが、株主ではあります。那須烏山市に烏山線がなくなると大変なんですよね。烏山線を利用して、例えば滝駅に来て、大金駅に来て、烏山駅に来て、自転車というような烏山線利用向上も含めて考えていただきたい。私は観光協会の会員でもありますけれども、あそこではカレーとベーグルという、それはそれでいいんですが、プラスアルファ観光を広める何らかのようなしっかりしたものがあってしかるべきだろうと思うわけです。

これはやっぱり市長がしっかり言わないと駄目なんじゃないかなというふうに思うんですけど、市長の御意見をお尋ねします。

○議長（久保居光一郎） 川俣市長。

○市長（川俣純子） たくさんアイデアをいただきましたので、それを十分に発揮できるように続けていきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。また何かありましたら、追加して頼んでいただくとありがたいと思います。

○議長（久保居光一郎） 12番 渋井由放議員。

○12番（渋井由放） 私のアイデアじゃなくて青木議員のアイデア、あと村上議員のアイデアで、私、パクリの渋井ということできたいというふうに思っておりますが、議員は一生懸命考えて、一生懸命提案出すわけですよ。そういうのは一般質問で会議録に載っているわけです。市長もそういう会議録をしっかりと、これは金かかるから駄目だなとか、これは金かからないから推進するかとか、そういうのを一つ一つ議会の会議録をできたら読んで、市民の意見を聞くとか、市民に向き合うとか、全員参加のまちづくりなんていったって、実際やっているの、クエスチョンと、こういうふうになりかねませんから、2期目を目指すためには、その辺もう1回会議録をしっかりと見直していただいて、市民の一応代表だという認識は我々議員もありますので、せっかくなのでその辺のところもお願いして、次に移りたいと思います。

続きまして、4番目になりますが、都市公園の面積、これは地方交付税の算定の測定単位となっております。すなわち、都市公園の面積が増えれば国からの交付税が増える。このようになるのかなと思います。

この前は都市建設課長が議会のほうに、都市公園というのは一体どういうものなんだというふうに御説明をいただいて、都市公園とはどういうものなんだというのは議員全てが多分理解していると思います。当然その中で、もらえるものを何でももらわないのという意見が大半で、何でばおっとしているのって。公園を改修する前に、こういうことを全部調べ上げてやるのが職員の仕事なんじゃないのというふうに考えているというのが現実だと思います。そういうことにつきまして、市長の御意見を伺いたいと思います。

○議長（久保居光一郎） 川俣市長。

○市長（川俣純子） 公園の見直しについてお答えいたします。

市内にある公園の設置状況につきましては、都市公園が2か所、運動施設が2か所、市民公園が9か所、開発行為等で設置された公園や自治会等が管理している公園などが複数か所あります。

議員御指摘のとおり、都市公園につきましては、面積が地方交付税の算定基準となっているだけでなく、修繕等で国庫補助等を活用する場合は都市公園であることが条件となっております。

ます。このようなことから、都市公園にすることにより有利な財源を確保することができますので、将来的な土地利用を見据えて、都市公園化に向けた検討も行ってまいりたいと考えておりますので、御理解をお願いしたいと思います。

○議長（久保居光一郎） 12番 渋井由放議員。

○12番（渋井由放） 皆さんは、自分たちは間違いがないというふうに思っているのかなと思われま。誰でも間違いがございますので、大きい予算を組んだりなんかするときに、一つ一つどうやったら有利な予算の確保ができるのかと常々やっているとは思いますが、そういうところをしっかりと踏まえていただかなければならないと私は思うんです。

あともう一つ、これは全然違う話なので、答弁は控えていただいてもいいんですが、税収が上がるという点で市長にお答えいただけるならば、お答えいただきたいと思うんですけど、ふるさと納税の件で、今度、日本テレビさんですか、PRが放映されるということなんですけども、それはどんなふうな内容か、大丈夫ですか。

○議長（久保居光一郎） 川俣市長。

○市長（川俣純子） ふるさと納税の件なので、通告にはありませんが、PRにはなると思うので発言させていただきます。

「最高の最下位」という番組です。当市がふるさと納税の最下位ということで選ばれています。正直言いまして、ふるさと納税が今期、うちの市としましては伸びていましたので、例年よりは、最下位になっているとは思いませんで、テレビでいいますと本当は577位です、うちは、587位が最下位だそうです。ふるさとナビとか、さとふるとか、そういうメーカーの中の試算です。

その中で10件の市・町がお断りをしたそうです。下から10番目のうちが引き受けまして、栃木県も魅力度が最下位ですけど、そのおかげでいろんなところに知名度を上げていただいておりますので、我が市もこんな全国放送にのることはないで、のせていただけるんだったら、これからのふるさと納税が伸びるのではないか。そういう意味でのPRを兼ねて取材を受けさせていただきました。そのような経緯まででよろしいのでしょうか。

○議長（久保居光一郎） 12番 渋井由放議員。

○12番（渋井由放） 十分です。そうすると、ふるさと納税が伸びてもらいたいという市長の思いはあるわけですか。そうですか。私がちまたで聞く話によりますと、いっぱい来ちゃうと対応が大変なので、ある程度のところで止めますよというふうに市のほうは言ってきたと言っています。そのようなことはないですよね、市長。

○議長（久保居光一郎） 川俣市長。

○市長（川俣純子） そう言った覚えはないと思います。ただ、うれしい悲鳴は上がるなど

いう話はした覚えはあります。

○議長（久保居光一郎） 渋井議員、これは今質問している内容と関連してないところがあるかと思しますので、短めにお願いいたします。

12番渋井由放議員。

○12番（渋井由放） はい。実際、職員の皆さんが、ふるさと納税一生懸命やろうと言ってやっている人のところへ行って、もう制限かけますからねというふうに言ったのは事実です。市長はびっくりしているので、市長は当然言わないと思うんですけど、昔、ちょっとニュースに飲み会を断らない女という話で結構出ましたけど、ふるさと納税を断る女というふうにならないようお願いをして、あとできるだけ都市計画区域に公園を多くして、地方交付税交付金をもらえるような手配を速やかにやってもらいたいと思います。

それについてなのですが、今、公園になっていないような、例えばですが、南那須のつり橋がある辺りの公園とか、そういうところも運動公園とか、何とか公園とかってついても、どんなところなんだろうかなというのをしっかり把握して、1つだけというんじゃなくて、どこからどこまで公園にできるんだということを含めて検討していただければと思いますが、その点についていかがですか。

○議長（久保居光一郎） 佐藤都市建設課長。

○都市建設課長（佐藤光明） 那須烏山市内は自然が豊かでございます。市内全域をよく調査しまして、都市公園化に向けまして調査・研究をしてみたいと思っております。

○議長（久保居光一郎） 12番渋井由放議員。

○12番（渋井由放） それで、今度はもう一つ考えられるところがあります。都市計画の区域内にある公園が都市公園ということになりますね。今、那珂川のほうからこっち側、こっち側という表現がいいかどうか、西側というんですか、あれが都市計画区域内にある。今度、下境とかが随分水害でやられて、移転という話もございました。

そういう中で都市計画を変えて、極端なことを言うと、水没した地域を全部市が買い上げて大規模な、これは議長の持論ですけど、フラワーの計画みたいなのをどーんとぶち上げてみてはどうかと思いますけど、そうそうは簡単にできないのは重々承知していますが、何か魅力あるものをつくりませんか、人口減少に歯止めがかからないなというふうに思うんですけど、その点、市が買い上げて、そういう花公園構想みたいなのをぶち上げてみたらどうかと思うので、その点について答弁は求めませんが、今回移転をすると、だんだん耕作放棄地が増える。耕作放棄地が増えるその対策としても何かやっていただければと思いますので、検討していただくとかはいいんですけども、そういうのもあるなということで、今度、集団移転も進めてもらえればと思います。

続きまして、避難行動要支援者の避難についてということで質問をさせていただきます。

これは先ほども平塚議員が、私に任せるよって言ってくれたので、私も中身はあんまり調べていないんですけども、しっかり預かってやりたいというふうに思います。

改正災害対策基本法によりまして、災害時に支援が必要な高齢者や障がい者など、避難行動要支援者ごとの個別避難計画の作成が努力義務になりました。多分、現在、我が市はそういう名簿はできていると思いますけれども、今後の取組についてどのように進めていくのか、お伺いをいたします。

○議長（久保居光一郎） 川俣市長。

○市長（川俣純子） 避難行動要支援者ごとの個別避難計画作成の現状と、今後の取組についてお答えいたします。

本市における避難行動要支援者対策については、昨年度これまでの高齢者中心の名簿から、障がい者、難病患者等を含めた名簿を作成し、避難支援等関係者として自治会、民生委員・児童委員、警察署、消防署、消防団、社会福祉協議会、地域包括支援センター、障がい者相談支援センターに配付の上、情報の共有化を図ったところであります。

個別避難計画につきましては、避難支援等実施者や避難施設等を定めるものですが、国においても危険な区域に住む方や独居等、優先度が高いと地方自治体が判断する者について、作成に取り組むとする方針であることから、市内においても、危険性の高い地区から優先的にモデル地区として作成を進めていく考えであります。

地域によっては、高齢者等の見守り体制として既にこれに近い取組ができている地区もございますので、社会福祉協議会と連携の上、地域の実情に応じた支援体制づくりを進めてまいりたいと考えておりますので、御理解のほどお願いいたします。

○議長（久保居光一郎） 12番 渋井由放議員。

○12番（渋井由放） もう名簿がある程度できておまして、それをどのように運用するかということ、付け加えるのも当然ありますけれども、国のこういうふうにするんだよという取組指針概要というのが出ておまして、多分これに沿ってやっていくのかなというふうに思います。

それで、ここで一つ紹介したいものがあるんです。これは長野市の令和元年東日本台風災害対応検証報告書というものです。これは全部で150ページにわたってできております。一つ一つ細かくできております。私は那須烏山市もこういうものを作るべきだと。それで実際あった、起きたことをしっかり把握して、対処するんだと。プランとか、P、D、C、Aと、こういうふうにして初めて計画が回っていく。計画を立てるときは、様々な情報をしっかりとキャッチする。

一番手近にあったのが、我が市のこの前の水害だったと。ただ、そういう検証はされていないので、本当はしてもらいたいと思います。ここでほかでやったものをしっかり、この中で皆さん見てもらいたいんです。災害対策の人は、いろんなことが出ている、生の情報が。うちもそういうのはあったんだと思うんですが、1回干物になっちゃったから、生では取れないという状況なんです。

ここを読みますと検証という欄が、これは避難行動要支援者の検証ということで、災害時における要配慮者を含めた要支援者への支援については、名簿の作成や活用など法的な整備が進み、自治体も対応を強化しているところであるが、より具体的、現実的な取組を進めるため専門チームを設置し、外部団体等と連携しながら災害時の支援マニュアル等を作成すると。当然、これは健康福祉課が中心にはなると思うんですが、専門チームなんかを設置して具体的に、例えば電気がなくなるとか、車椅子では何とかって、そういうのがいっぱい書いてあります。これをしっかり読み取って、それを有意義に生かしてプランをつくってもらいたいと私は考えるわけですけど、その点について、市長、異存はないですね。

○議長（久保居光一郎） 川俣市長。

○市長（川俣純子） もちろん異存はありません。つくるのを早めにしてほしいと。大きな災害がありましたので、その報告書を兼ねて、今後、今年度中に作成を急いでくれないかという話もしています。やはり検証して皆さんに報告するというのが私たちの義務ではないかと思っていますので、推し進めたと思っています。後押しをしてくださってありがとうございます。

○議長（久保居光一郎） 12番 渋井由放議員。

○12番（渋井由放） できないときは言ってもらえれば、議会でも手伝えるところがあるかなと思いますので。

そこでもう一つ、これは提案。これも私、いろんな会議録を一生懸命、前のものも読んで、ほかの議員の提案もしっかり受け止め、これは村上議員の提案なので、こういうことやっていいですかという話はして了解をもらいましたが、地域担当職員制度の導入というのが、村上議員は災害とか、こういう要支援者の避難に限っているわけではないです。広くなんです。私、長野市の検証報告を見ると、市と地元がしっかり、市の職員に担当者がいて、連絡が取れていたほうがいいのかみたいなことも一部書いてあるわけです。

それをやると担当職員もとても大変だということもあるだろうし、何もかもが押しつけられちゃうという気もあるかもしれないんですが、災害に関しては地域の防災担当職員制度みたいなのがあってもいいんじゃないのかなと。防災、福祉、健康、医療、そのようなところを市が上手に連携して、早め早めに避難をすとか、自治会長さんも替わっちゃったり、そういうことをするので、そういう観点から導入を御検討されたいかかなと思うんですが、検討だけ

はしてくれると思います。やってくれないかもしれませんが、市長いかがでしょうか。

○議長（久保居光一郎） 川俣市長。

○市長（川俣純子） 災害用のときの避難所とかに、もともと地域職員というのがあります。ただ、それを今、見直しをさせていただいているところです。ですから、前回の村上議員のときにははっきりと物が言えなかったのが、ちょっと申し訳なかったなと思っています。

決してないわけではなくて、続けて形成するのに、今、配備をいろいろ考えさせていただいているので、人員の人数とか、あとその時間に異動した方とか、結婚したりとかいろいろありましたので、そういうところを勘案させていただいて、今調整をして、具体的には違う名前になったんですね。ちょっと変わった形で作っていかうとしています。すみません。

○議長（久保居光一郎） 12番渋谷由放議員。

○12番（渋谷由放） ありがとうございます。

○議長（久保居光一郎） 以上で12番渋谷由放議員の一般質問は終了いたしました。

ここで休憩いたします。再開を午後1時10分といたします。

休憩 午後 0時10分

再開 午後 1時10分

○議長（久保居光一郎） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

通告に基づき、5番福田長弘議員の発言を許します。

5番福田長弘議員。

〔5番 福田長弘 登壇〕

○5番（福田長弘） 皆様、御苦労さまでございます。午後一の質問をさせていただきます。議席番号5番の福田でございます。ただいま久保居議長より、質問のお許しをいただきましたので、質問者席から質問をさせていただきたいと思っております。

今回の質問事項におきましては、コロナ禍における市内事業所に対する支援策について、2番目にコロナ禍における学校運営について、3番目にいちご一会とちぎ国体について、3項目について質問したいと思います。執行部におかれましては、明瞭な御答弁をいただければと思いますので、よろしく申し上げます。

それでは、質問を質問者席から行います。

○議長（久保居光一郎） 5番福田長弘議員。

○5番（福田長弘） それでは、通告書に基づきまして、質問を始めさせていただきたいと思っております。

第1に、コロナ禍における市内事業所に対する支援策についてでございます。コロナ禍、い

ろいろ大変なことがございます。特に市内の事業者は苦しい思いをしているところが多々ございます。今後というよりも、今まで事業所に対する支援策を那須烏山市としても行ってきたと思いますが、今現在の政策の成果についてお伺いをいたします。

○議長（久保居光一郎） 川俣市長。

○市長（川俣純子） コロナ禍における市内事業所に対する支援策の成果についてお答えいたします。

事業者向け支援策につきましては、国や県の事業がメインであることから、市のホームページを活用し必要な情報の周知を図るとともに、きめ細やかな相談対応を行ってまいりました。また、国や県の事業で対応できない部分に関しましては、商工会と連携し、市単独で事業を展開してまいりました。具体的にはプレミアム付商品券発行事業や事業継続応援金、感染防止対策支援金など直接的な支援のほか、国や県の支援が煩雑であることから、申請手続きを支援する事業など、大小含めて10事業程度の支援策を実施いたしました。

市内事業所の現状としましては、市で把握している限り、コロナ禍を直接の要因とした廃業・倒産については1件であり、また市内の事業所がコロナ禍を理由に雇用調整を行っているという情報も寄せられておらず、有効求人倍率も1倍を上回っていることから、雇用の維持は図られていると考えております。

このような状況を見ますと、各事業所の御努力があることはもちろん、国や県をはじめ、市からの支援策も市内事業所の事業継続の一助となっていると考えております。まだまだ足りませんかもしれませんが、御理解のほどお願いいたします。

○議長（久保居光一郎） 5番福田長弘議員。

○5番（福田長弘） 何とかやっているということでございます。

成果ということをお伺いをさせていただいております。具体的に緊急融資とか、特に感染症対策の支援、上限5万円ですか、こちらのほうとか、大体市内の事業者さんがどれぐらいあって、どの程度の方が御利用されているのか、お分かりになったら教えてください。

○議長（久保居光一郎） 小原沢商工観光課長。

○商工観光課長（小原沢一幸） まず、融資のほうですけれども、昨年度と比べると135%の利用状況でございました。件数については後ほどお答えしたいと思います。

そのほか、セーフティネットの申請件数が191件と、例年ここは二、三件程度のものがそれだけ出てきたということで、かなり厳しい状況がうかがえるところでございます。

それとあと、市内の事業所というのは、前回の事業所統計の結果ですと、事業所数は約1,200事業所程度でございます。その中で融資を利用した件数というのは、それも後でお答えしたいと思います。

そのほか、感染症防止対策取組支援金ということで、各種事業のガイドライン等にとった対応策をしたところが、申請件数145件ございましたので、この145件については感染症取組対策をしっかりと実施している事業所という把握をしております。

以上でございます。

○議長（久保居光一郎） 5番福田長弘議員。

○5番（福田長弘） 細かい点については、また後でお伺いをしたいと思います。

先ほど市長の答弁の中でも、この成果について、ある程度事業者さんの一翼を担ったということで認識をされているということでございます。

今、コロナ禍も続いていて、第2弾、第3弾と、先ほど平塚議員の質問の中でも、今後の対策ということで市長のほうから答弁がありました。続いていると思いますけれども、先ほど午前中の質問で、渋井議員のほうからも検証したのか、そしてこれからどうしていくのかということ、こちらのほうもこの支援策を行った段階である程度はできたと。満足度まではいかないですけど、どのような形で事業所はある程度この施策で満足しているのかという検討というか、そちらのほうは行っておりますか。

○議長（久保居光一郎） 小原沢商工観光課長。

○商工観光課長（小原沢一幸） 事業所の満足度ですけれども、特にアンケート等は取っていない状況でございまして、分かりかねるところでございますが、一応各事業につきまちは実施する前に商工会とよく相談しまして、これがどれだけ影響するかというのを考えながら実施した事業でございまして、今後、機会を持ちましてアンケート等を取っていきたいと考えます。

○議長（久保居光一郎） 5番福田長弘議員。

○5番（福田長弘） 特にアンケートまでしっかり取っていただければ、それにこしたことはないんですけども、これはどちらかというと体感とか、そちらのほうである程度見込めるのかな。数字のほうというか、このような感じ、ある程度の施策をしたので、当然、市民のためになっている、事業者のためになっている。これは間違いないと思います。

そこでやった上で足りなかったものがあるかどうかの検証をしっかり今後、これはあくまで経済だけじゃない、ほかのことについてもそうなんですけれども、やっていただいて、今後の事業運営、新しい政策について取り組んでいただければと思います。まだまだコロナ禍、落ち着きそうもありません。事業者のほうもしんどい状況が続いていくと思いますので、ぜひ引き続き途切れない市民、事業者への御支援をいただければと思いますので、今後ともよろしくお願いをしたいと思います。

続きまして、次、テーマを変えます。②のほうに移りたいと思います。世の中というのは厳

しいところもあると、ある程度業績、元気のある事業者の方もいらっしゃるというところから質問をさせていただきたいと思います。

コロナ禍でも業績が上がっている事業所もあり、現在の事業所を拡張したいという市内の業者のお話もちよっと伺ったりもしております。また、この御時世、今、都会から地方に会社を移す、リモートワーク等々進めている会社もございます。そこで今後も、新たな事業者は本市に事業拡大を図る可能性も考えていると。企業誘致、そこまで大規模ではないと思いますが、細かいところの企業の移転等々も考えられるのではないかと思います。

現在、那須烏山市においても企業誘致を一生懸命やっておられます。また、そういう点では一番手っ取り早いところで、ホームページ等で検索して市内に用地を探す、いろんなものの情報を探すというところがあると思うんですけども、そちらのほうの事業用地等の情報について具体的な成功事例等があったらと思ひまして、お伺いをいたします。

○議長（久保居光一郎） 川俣市長。

○市長（川俣純子） 事業用地等情報提供制度の成功事例についてお答えいたします。

事業用地等情報提供制度につきましては、市内において事業用地として活用可能な一定規模以上の面積の土地または建物をリスト化し、これらの情報を市のホームページ等で公表することで、市内に立地を希望する事業者の誘致を図るものであります。工業団地に空きがない本市の状況をカバーするための事業であり、平成27年度から現在の仕組みで運用しております。

制度が変わった平成27年1月以降の実績で申しますと、13件の活用事例がございます。内訳としまして、工場用地として活用されたものが2件。1件目が、平成29年度に志鳥地区の製造業の空き工場が、市内の別の製造業を営む事業所の第2工場として活用された事例。2件目が、平成30年度に旧興野小学校が、やはり同じく市内の製造業を営む事業所の第2工場として活用された事例があります。そのほかの11件につきましては、コンビニエンスストアや福祉施設、倉庫、太陽光発電所、資材置場などに活用されております。

事業用地等情報提供制度は、登録された物件の全てが企業立地に結びつくものではありませんが、この制度があることで市内の優良企業が新たな事業場を求める際に、市外ではなく、市内に立地していただけた成功事例であることと考えております。御理解のほどお願いいたします。

○議長（久保居光一郎） 5番福田長弘議員。

○5番（福田長弘） ある程度一定の成果を得ているということでございます。

ホームページを見させていただきますと、今現在10件ぐらい物件が出ております。これというのはアップデートみたいな、新規情報等を切り替えるとか見直すというのは、何か期日を決めてやっていたりするんですか。お伺いします。

○議長（久保居光一郎） 小原沢商工観光課長。

○商工観光課長（小原沢一幸） こちらにつきましては登録物件が移動したとき、アップデートをしております。また、新規登録につきましては、現在動きがないところから、事業用地の不足というのを喫緊の課題と捉えておりまして、商工会ですとか、金融機関等と連携を強化しまして、いい情報があったら教えてくださいということで調整を図っているところでございます。

○議長（久保居光一郎） 5番福田長弘議員。

○5番（福田長弘） 先ほども、どうしてもホームページを見る人は、市内の業者が多いのかなというイメージが出てきます。ホームページは結構大きい、全国的に簡単に見られるツールでございますので、ぜひ市外からの取り込みも積極的に行っていただければと思います。

そこをお願いじゃないんですけども、先日、新聞で移住の方、宅地のほうがすごく頻繁であると。宅地のホームページを見ると、那須烏山市の案内とかが、那須烏山市はこういうところなのでというページというか、項目もあるんです。企業のほうには、那須烏山市はこういう立地でこういうのがあって、企業を置いたり会社を置いたりするのに最適だみたいな何か文言が、ただただリストがあって、こういう補助がありますよという案内しかないので、それだけだとアピールが足りないんじゃないのかなと思うんですが、その点どのようにお感じになりますか。

○議長（久保居光一郎） 小原沢商工観光課長。

○商工観光課長（小原沢一幸） 企業の情報リストですけれども、こちら一般の定住と違っておりまして、本当に事業者しか見ない状況ですから、特に市のPR等はしてないところでございます。また、こちらの情報につきましては県の工業用地登録リストにも掲載しておりますので、市内だけではなく、栃木県全体として見られるような形になっておりますので、県に引き合いが来た段階で、うちのほうの情報も確認できるようなシステムになっております。

以上でございます。

○議長（久保居光一郎） 5番福田長弘議員。

○5番（福田長弘） 私が言いたいのは、那須烏山市のホームページ上で、そこまで来た人が、これだったらここに会社を置きたい、そういう持っていく文言、キャッチフレーズみたいなものが、正直言うとアクセスが非常に不便だったり、企業さんにはちょっと不便なところがあるかもしれませんが、最近では田舎にも本社を持っていくとか、田舎で仕事をするとか、当たり前になってくるようなことがありますので、どこでも見られるんじゃないかと、ここに来たらもっと那須烏山市のことを分かっていただけるようなことをお伝えしていただければと思います。

これから企業誘致だったり、コロナ対策事業所救済だったり大変だと思いますけども、今後

ともしっかりその情報を拾える人が、さらに詳しく分かるような状態、情報だったり御提供していただけるようお願いをいたしまして、次の質問に移らせていただきたいと思います。

2番目に、コロナ禍における学校運営についてということで質問をさせていただきたいと思っております。

今もコロナ禍、那須烏山では感染者数も非常に抑えて、これは市民の皆さん、また行政、学校の関係者の皆さんの御努力に通じていると思っておりますけれども、令和2年度、学校の休校要請もあって、学校運営が非常に大変だったと。これはもう聞くまでもなかったかなと思うんですけれども、それを経て今年度、コロナの影響によって学校運営において大きく変更、また変わったことがあるのかお伺いいたします。

○議長（久保居光一郎） 田代教育長。

○教育長（田代和義） コロナ禍における今年度の学校運営の変更点についてということでお答えいたします。

昨年度は、新型コロナウイルス感染症対策のために学校行事をはじめ、夏季休業日の変更、土曜授業の実施など、運営面について多くの変更が生じました。児童生徒の皆さんや保護者の皆様には大変御苦労かけたと反省しております。現在も新型コロナウイルス感染症の収束にはまだまだ至っておりません。授業等の学習活動につきましては、ほぼ通常どおりに進められております。

議員御指摘の市内小中学校の本年度の変更点につきましては、次のとおりとなります。

まず、入学式や始業式については、学校規模に合わせた対応で実施しました。学校によっては在校生の参加学年を制限し、その他の学年についてはリモートによる教室での参加という形になりました。また、1月期に実施を予定しておりました修学旅行については、全ての学校で2学期以降への延長ということで対応しております。併せて、体育祭や運動会については、実施内容を精査し、全ての学校で午前中のみの実施。烏山小学校については、昨日ですか、平日に実施したということになっております。そのほかにも、中学校の地区大会、小学校の陸上大会などが中止になるなど、大きな行事を中心に変更、中止等が出ております。

こうした行事の中止や規模縮小が続く中、学校において何か楽しみがないかということで検討した結果、補正予算にも計上したとおり、学校における牛肉などの地元産の食材を使用したイベント給食の回数を増やすことといたしました。

今後の感染状況によっては、学校運営の変更点がさらに出てくることも予想されますが、感染症対策に万全を期し、実施できるものについては可能な範囲で行う予定でおります。今後も児童生徒の感染予防に努めながら、学びの場の確保に取り組んでまいりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（久保居光一郎） 5番福田長弘議員。

○5番（福田長弘） さすがに今年度もいろいろなところで運営が大変なところ、御苦労さまでございます。その点でもう一度、再質問させていただきたいと思います。

入学式等をリモート化、縮小とかありますけども、この措置についてはコロナ禍以降、通常どおりなったときには戻す、戻さない、今までどおりやっちゃうとかという、今までやっていたことを変えて、そのまま新しい体制になったということで理解してよろしいでしょうか。

○議長（久保居光一郎） 田代教育長。

○教育長（田代和義） 学校のほうに実際に校長裁量で変更してもよろしいということで、教育委員会としては基本線だけを決めて、学校対応にしておりますが、特に卒業式については呼びかけ等どうしてもやりたいという生徒たち、それから学校の先生、そして保護者もそうですが、コロナ禍が終了すれば元の形に戻していくような、例えば卒業式については方向性でいくと思います。

入学式については、今後もリモートで、全学年が入らなくてもいいような状況もできておりますので、それについてはまた校長会等で、全部の学校が同じようにやらなくて結構だと思いますので、学校の状況に応じて、ある程度臨機応変にやっていけるような形にしていきたいと思います。

○議長（久保居光一郎） 5番福田長弘議員。

○5番（福田長弘） 教育委員会としても線を決めると、その線引とかも厳しいのかなと思います。先生、また校長先生の裁量も、そういう点では悩みどころなのかなというものがあります。しばらくこの状況が続くと思いますけれども、現場の皆様には引き続き、児童生徒の教育のために頑張っていただきたいと思います。

それに続きまして、内容を変えていきたいと思います。いいというわけではないですけど、那須烏山市ではコロナの感染状況が広がっておりません。本当にありがたいこと、本当に皆様の努力の結果だと思います。ほかの地区では悲しいかな感染が起きて、学校が休校を余儀なくされた地区もございます。インフルエンザと感染症、インフルエンザも今まで、朝、新聞とかを読むと、県内どこの学校休校、学年閉鎖等々報告がありますが、コロナ感染症の対応、何人出たら休校とか、そういうのではない。以前、何人か出たときには教室のほうから消毒をして、またそのままやると。休校措置とか、その辺のルールというものは決まっているというか、徹底したのでしょうか。お伺いいたします。

○議長（久保居光一郎） 田代教育長。

○教育長（田代和義） コロナウイルス感染症による休業の対応についてということでお答えしたいと思います。

議員の皆様には、昨年このような形で、A4判裏表で、対応していくという手順を書いたものをお配りいたしましたけれども、今後もそれに沿って対応するようになっております。市内の児童生徒に陽性患者が発生した場合の対応については、家庭、学校、市教育委員会、保健所で情報の共有に努め、正しい情報を素早く伝えるための体制を確立しております。

簡単に言いますと、職員や児童生徒に出た場合には、即一斉メールで保護者に連絡をして、時間を決めて迎えに来ていただく。その間に学校では濃厚接触者の確認をして、保護者に迎えに来てもらう。ただ、共働き等で迎えに来られない御家庭もありますので、そういった児童生徒については学校に留め置いて、場合によってはスクールバスで送るということになっております。

そしてNHK、それから栃木放送等の6時半頃の番組ですか、それ以降で発表になった段階で、該当校じゃなくて全家庭に、どここの学校で出ましたので、何日間の休業といたしますということで連絡するようになっております。休業期間については、実際に陽性者が出た場合には2日とか3日ぐらい休みを取っておりますが、本市では最大5日というふうに決めております。ちょっとあれですけども、出た場合に該当校が1週間ちょっと休業ということになっておりますので、その辺については、今後というか、臨機応変に対応してまいりたいと思っております。

また、1週間以上の休業になった場合については、児童生徒の学習の積み残しを防ぐために、1人1台の端末を持ち帰らせ、リモートによる学習支援が行えるよう実施方法等の準備を進めております。併せて、健康観察や家庭での様子を把握する際にも、ネットワークを活用した生活面での支援について現在検討し、また機材については財政当局と交渉を重ねているところでございます。

今後も感染症対策を継続しながら、臨時休業になった場合の対応がスムーズに取れるよう、学校と家庭の連携に努めてまいりますので、御理解をいただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○議長（久保居光一郎） 5番福田長弘議員。

○5番（福田長弘） 那須烏山市のほうはしっかり対応策を打っていただいているということで安心、出ないことが、それを使わないことが一番いいことでございますが、こういう緊急事態においてもそういう対応を取れる体制をつくっていただいている。これは市内、お子さんを持たれている御家庭だったり、保護者の方々も不安要素が少し減るのかなという気がいたします。心からそういうことがないように私も祈っておりますので、引き続き、学校のほうでも感染症対策をしっかりやっていただければと思います。

続きまして、今、教育長の御答弁の中にもあったんですけれども、そういう形でリモートに

よる授業の取組を行っている自治体も出てきております。あくまでこれは臨時的なのかもしれませんが、今後、本市においてそういうものを、今、若干御答弁に入っているのかもしれませんが、もうちょっとそこの辺りを詳しくお聞かせいただければと思います。

○議長（久保居光一郎） 田代教育長。

○教育長（田代和義） リモートによる授業の取組についてお答えいたします。

議員御指摘のとおり、既に矢板市など、リモートによる授業の取組を行っている自治体もございます。本市では、矢板市の先進事例を参考にしながら、その実現に向けて、幾つかの学校で端末の持ち帰りを試験的に始めております。多くの家庭において、既にネットワーク環境が整備されていることは昨年の調査で把握しておりますが、実際に専用ネットワークに接続するとなりますと、多くのトラブルが予想されますことから、段階的な試験運用期間があったほうが望ましいと判断しているためのものであります。

また、接続方法以外でも、家庭内におけるルールづくりなど、家庭の御理解、御協力なしではなかなか進められないことから、各学校において状況を見ながら、端末の持ち帰りの準備を進めている状況でございます。また、ネットワーク環境の整備が難しい御家庭にどのような支援が可能か、現在検討を進めているところです。

リモート授業の実現には、コロナ禍の対策だけでなく、今後、様々な場面で活用が図られていくものとなります。これまでの学習指導を基本に、ICTを取り入れることで、さらに効果的な学習活動が実施できるよう支援してまいりますので、御理解をお願いしたいと思います。

学校によってそれに非常にたけている職員がいる学校と、そうでない学校があるものですから、若干進度が違っている状況であります。校長会で、万が一、昨年度のように全校休校のような長期になった場合には、持ち回りというか、一つの学校で自分の学校の児童生徒を全部教えるということができないので、1日5時間やっても、6年生までいるわけですから、各学年です。例えば烏山小は1年から3年までを全市内で、そういった学校によっての時間割の分担ができるような算段をしておいてほしいということで、今、校長会にどのような割り振りにするかということで投げかけているところです。

以上です。

○議長（久保居光一郎） 5番福田長弘議員。

○5番（福田長弘） 様々なリモート授業における準備体制もしっかり、着々と進められているというお話でございます。今どきといいますか、今の子供たち、将来において、読む、書くとか当然できる。完全にリモートとか、パソコンを使えるのが当たり前になって、将来的には当然スキルとしてできる人間であるという世の中の状況になる可能性が非常に高いと思います。

それと関係ないですけど、今、私の子供が大学4年生でして、就活しておりますが、会社にも行かず全部リモートで、面接から何からやっております。逆に言うと、それをきちんと取り動かせる教育というか、これは家庭でやることも大きいんですけど、それを導入として、学校サイドである程度の基礎知識は教えなきゃいけなくなってくるのかなと私は思っているんですが、教育長、その辺りの認識はいかがでしょうか。

○議長（久保居光一郎） 田代教育長。

○教育長（田代和義） 認識としては議員と全く同じだと考えております。せっかく端末が全児童生徒に1台つきましたので、それをうまく使いこなせるような状況に持っていきたいと。先日お話ししたように、現在、経営訪問で全校回ってまいりましたけれども、かなりの学校の授業の中で端末を使って授業をやっていると。ただ、前回の議会で申し上げましたように、全部の時間で端末を使う必要はないので、効果的に運用できるような授業内容のときに使いなさいということでお話はしております。

ただ、子供たちを見ていると非常にうまく使って、あとはちょっと遅い子について、隣の子が行って教えたりということがいろんな学校で見受けられましたので、そういった意味でも協働でやっていけるという状況になりつつあるかなと。

あとは、子供たちに教える先生の資質向上が一番だと思いますので、矢板市に倣ってということではありませんが、真岡市もかなり進んでいますので、2学期に真岡市のほうに小学校の先生7名、中学の先生7名連れて、2回に分けて視察研修に行く計画を立てております。

以上です。

○議長（久保居光一郎） 5番福田長弘議員。

○5番（福田長弘） 今後こういうツールを使うのは、小学生、小さい頃から当たり前だという世界になります。学校の先生方には御負担が少し、ただ授業を教えるだけで、その辺の取扱い方はまた、これは家庭とのお話合いもあると思いますけれども、その辺もスムーズに進めていただいて、子供たちがよりよい成長ができるように御指導いただきたいと思います。ありがとうございました。

テーマを変えて、質問を続けさせていただきたいと思います。いちご一会とちぎ国体についてであります。

昨日、滝口議員から国体についてPRとイベント等のお話がありましたけれども、私のほうは具体的な大会についてお伺いをさせていただきたいと思います。

今年度はいちご一会とちぎ国体のリハーサル大会が、当市でも開催をされる予定になっております。それに向けた準備状況及び県との連携状況についてお伺いをいたします。

○議長（久保居光一郎） 川俣市長。

○市長（川俣純子） いちご一会とちぎ国体・とちぎ大会リハーサル大会開催に向けた準備状況についてお答えいたします。

現在の主な準備状況につきましては、大会要項を策定し、各都道府県アーチェリー協会宛てに案内を行い、参加者の募集を行っているところでございます。また、大会を開催するに当たり、必要な競技役員や競技補助員の調整を行っております。特に競技補助員につきましては、県内アーチェリー部のある高校、烏山、馬頭、鹿沼の部員及び一般生徒の協力をいただくため、各学校との調整を図っております。競技会場の設営につきましては、競技会場設営及び撤去事業者をプロポーザル方式で選定することとし、5月20日に実施した企画提案審査会において業者を選定したところであります。

そのほか、新型コロナウイルス感染症対策等につきましては、全日本アーチェリー連盟から示されたガイドラインを基本としながら、栃木県アーチェリー協会と検疫所の設置や運営方法について協議を進めておりますので、御理解のほどお願いいたします。

○議長（久保居光一郎） 5番福田長弘議員。

○5番（福田長弘） ある程度説明をいただきました。この間はオリンピックがどうのこうの、開催云々ありますけども、実際、今県内でもリハーサル大会、競技によってはやらないですよというところも出てきておりますが、現状、アーチェリー大会については予定どおりにやるということでしょうか。

○議長（久保居光一郎） 水上生涯学習課長。

○生涯学習課長（水上和明） 実は先月、リハーサル大会に関するコロナ禍における開催基準及び感染症防止対策というガイドラインを作成いたしました。その中で、栃木県の新型コロナ警戒度基準がございまして、今のところ厳重警戒のステージ2.5ということになっておるんですが、この2.5のままであれば、無観客で開催ということになってございます。ですので、例えばこの県版のステージが3とかになってしまいますと、中止及び延期の検討をするということで、県版のステージが、例えば2に下がった場合は有観客での開催を検討するということで、今のところは無観客で開催をするということで進めております。

以上です。

○議長（久保居光一郎） 5番福田長弘議員。

○5番（福田長弘） 基本的に今の時点では、せっかくやるんだけど、見ることはちょっとかなわないのかなという状況になってくるんですかね。

先ほどアーチェリー部のある学校さんのお手伝いをいただくということがありましたけれども、この大会運営に当たって、市民ボランティアみたいなものはもともと募集はしない予定でいらっしゃるのでしょうか。いかがでしょうか。

○議長（久保居光一郎） 水上生涯学習課長。

○生涯学習課長（水上和明） 役員に関しましては県アーチェリー協会、あと先ほど申し上げました各高校の競技補助員、それと市の職員を何名か充てるということで、特に市民ボランティアは考えておりません。

以上です。

○議長（久保居光一郎） 5番福田長弘議員。

○5番（福田長弘） こういう御時世ですので、なかなか運営も大変かと思えますけど、少ない人数かもしれませんけれども、ぜひ予定どおりにリハーサル大会が開催されることを望んでおります。議員のほうもみんなジャンパーとか、ポロシャツを購入して、応援させていただいておりますので、ぜひ無事に進めていただければと思います。今年度、リハーサル大会については何とかやっていたらいいかと思えます。

また、それに併せて、来年に向けてのことです。来年に向けて今後の計画の変更はあるのか、どのように取り組んでいくのか。まだ、今年のリハーサル大会が終わってないのに聞くのもやばと思いますけれども、来年に向けての取組をお伺いいたします。

○議長（久保居光一郎） 川俣市長。

○市長（川俣純子） 本番に向けた今後の計画の変更等についてお答えいたします。

いちご一会とちぎ国体・とちぎ大会開催に向けた全体計画につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年度の開催予定であった鹿児島国体が、大規模イベントの開催自粛や各地方の予選会が開催できない状況を受け、令和5年度に延期されて、特別国体として開催することとなりました。今年度に開催予定の三重国体につきましては、現段階においては予定どおり開催することとなっております。

本市の国体関連事業につきましては、今のところ予定どおり開催する方向で準備が進められており、懸念される新型コロナウイルス感染症拡大防止対策につきましても、全日本アーチェリー連盟などから示されているガイドラインに基づき、会場設営や運営方法等についても対応できるよう、具体的調整を進めているところであります。

国体開催の中止や延期につきましては、新型コロナウイルスの感染状況や県内市・町の動向を注視しつつ、栃木県をはじめ、各関係団体等との協議により決定することとなっておりますが、まずは開催に向け、万全の体制にて準備を進めてまいりたいと考えておりますので、御理解のほどお願いいたします。

○議長（久保居光一郎） 5番福田長弘議員。

○5番（福田長弘） 来年、栃木国体が開催されることを切に願っております。今年度のリハーサル大会も、那須烏山市もワクチン接種等々いろいろなことを抱えながら、同時に進めな

きやいけないところもございますので、市長をはじめ、職員の方々、関係される皆さん、体調を崩さないようにしていただいて、無事に全ての市内のものを滞りなく進めていただけるようお願いを申し上げまして、私の質問を終了とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（久保居光一郎） 以上で5番福田長弘議員の一般質問は終了いたしました。

ここで休憩いたします。再開を午後2時といたします。

休憩 午後 1時52分

再開 午後 2時00分

○議長（久保居光一郎） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

堀江議員の質問に入る前に、ここで先ほど福田議員の一般質問におきまして答弁漏れがございましたので、追加答弁があります。

小原沢商工観光課長。

○商工観光課長（小原沢一幸） 先ほどの答弁漏れの件について説明します。令和2年度の中小企業振興資金の融資件数でございますが、こちら48件となります。令和元年度が39件でありましたので、前年度比135%になります。

以上でございます。

○議長（久保居光一郎） 通告に基づき、3番堀江清一議員の発言を許可します。

3番堀江清一議員。

〔3番 堀江清一 登壇〕

○3番（堀江清一） 議場の皆様、こんにちは。ただいま議長より発言の許可をいただきました議席番号3番、三箇の堀江でございます。傍聴席の皆様におかれましては、議場に足をお運びいただきまして大変ありがとうございます。

6月に入り鮎釣りも解禁となり、我が家のすぐ近くの堀では蛍が結構飛び交っております。気持ちが癒され、穏やかなる思いになります。那須烏山市を愛してやまない堀江でございます。

さて、コロナウイルス感染症が日本でも騒がれてから1年半が過ぎ、やっと我が那須烏山市でも65歳以上のワクチン接種が、大変混乱の中、始まりました。少しほっとできるかなと思いますが、それでもなお緊急事態宣言が発令されたままの地域がまだあることは、皆様も御承知のことと思います。オリンピックも2か月を切り、開催されるかどうか分からない状況であります。

そこで私の質問は、新型コロナウイルスワクチン接種についてを主に、及び防災Infoなすからすやまの現況についての2項目の質問をしたいと思います。執行部におかれましてはできるだけ優しく、そして丁寧な答弁をお願いして、質問者席より質問をさせていただきます。

○議長（久保居光一郎） 3番堀江清一議員。

○3番（堀江清一） 質問の前にまず最初に、初めてのことで戸惑いながらの作業で、新型コロナウイルスワクチン接種に携わっておられる方々に大変感謝を申し上げたいと思います。大変ありがとうございます。

ワクチン接種についての質問は何人も議員の方々から質問されて、もういい加減にしてくれという担当課長の声が聞こえるようで、大変心苦しいのですが、質問をさせていただきます。

まず第1に、1項目め、宇都宮市やさくら市、それに那珂川町などでは高齢者の年齢を区切り、段階的に接種するような対策を取り、混乱は那須烏山市ほどではなかったようであると。もっと言うと、混乱はしてなかったのかもしれない。そのことについて本市も参考に、何か対策を取るべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。お伺いします。

○議長（久保居光一郎） 川俣市長。

○市長（川俣純子） 混乱を避けるための接種対策についてお答えいたします。

供給されるワクチンの量が不明確な状況の中、国が示したワクチン接種に対する国民の関心度はその当時は3割程度と低かったことに加え、3月末日からワクチン接種を模索する国からの強い要請を踏まえ、方針転換を図り、一斉発送した経緯がございます。

他市・町の状況につきましては、周囲の市・町の状況を十分に検討する時間を設け、4月以降から段階的に発送したところもございました。本市が行った一斉発送は、結果的に勇み足となってしまったところですが、正解の分からない中での手探りの対応を迫られ、多くの自治体では何らかの混乱が生じている状況にあります。65歳以上の接種時のときのような混乱を招かぬよう、これまでの教訓を生かし、64歳以下のワクチン接種に際しましては、接種券の発送や予約受付の方法など、他市・町の動向を十分に参考にしながら、慎重かつ丁寧に検討を進めてまいりたいと考えておりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（久保居光一郎） 3番堀江清一議員。

○3番（堀江清一） 結果的に那須烏山市では予約が取れないという声を、私、かなり受けまして、これは一般質問に出そうか出さないかと悩んでいる後を押したのが、そのような多くの声でありました。

それでお聞きしたいのですが、基本的にこの混乱の原因というのはどこにあったのか。もし自覚しているようであればお伺いします。

○議長（久保居光一郎） 川俣市長。

○市長（川俣純子） ほかの状況を見る時間がなく、先頭を切ってやってしまったことが一番ではないかなと私の中では思っています。もしもこれが3番目、4番目であれば、結果を見ながらできたかもしれませんが、発送自体は県内では1番目ぐらいに早いところだったので、

そのようなことがあったということが、勇み足という言葉を私は使わせていただきました。

○議長（久保居光一郎） 3番堀江清一議員。

○3番（堀江清一） 接種券の発送を、3月31日に発送したということによろしかったですか。

それで、その原因というふうに思われるのは、3月31日でもほかの市町村で混乱が起きているという報道がされていたかと思います。それで私、思うんですが、それまでの担当課長が人事異動で替わりましたね。どのように引き継いだか分かりませんが、通知を十分先に用意をしておいて引き継いだものですから、引き継がれた現皆川課長はそのまま発送したと。ああ、そうですか。ということは、皆川課長にあまり手を煩わせないように前課長がされたのかなど。

いずれにしてもこれだけ重要な案件を担っている担当課長が異動するというのは、非常に問題であると。この人事異動を決めた方の責任は重大かなと私は非常に思っております。ちなみに誰でしょうか。

○議長（久保居光一郎） 川俣市長。

○市長（川俣純子） もちろん私です。重々それは分かっておりましたが、いろんなことがありましたので、決定をさせていただき、引き継ぐ前にもいろんなことを、皆川課長には特に念を押して頼みました。本当に申し訳ない役割を担ってもらうことになるので、特に現在も本当に大変な健康福祉課長でありますし、健康福祉課自体が本当に今パニックになっているので、組織編成を変えて手伝ってもらえるような体制づくりを今考えております。コロナに特化したものをつくりたいと思っておりますので、皆さんからも御意見いただいておりますので、そのように進めたいと思います。

確かに本当に私の考えが甘かったことが一番だと思っております。反省はしております。

○議長（久保居光一郎） 3番堀江清一議員。

○3番（堀江清一） 混乱が起きたというのは事実でありまして、私は混乱を受ける前にほかの自治体を参考にされれば、ここまでの混乱はなかったのかなというふうに思っております。

そこで、よくテレビ報道がされていた自治体で、相馬市の例があります。多分人口3万7,000人というふうに認識しておりましたが、この市では地域を指定して通知を発送したと。それで、地域を指定するに当たって、接種する順番はどのようにするか。そうしたら、自治会長のくじ引で決めたということでありました。それでも接種を受けた市民は感謝していると。ほかの混乱している自治体の中で、うちはスムーズに、何の文句もなく打てているという話でありました。人口3万7,000人、我が市の2万5,000人よりはるかに多い市であります。

それと同時に、上越市、それと檜枝岐村、これも同じように、市が地域を指定して通知を発

送したと。全く混乱は起きてない。県内でも、塩谷町が地域を指定して発送しております。

この自治体に共通していることは、接種を受けられた方々がすごく感謝している、ありがとうございましたということです。

ところが、混乱をしている我が市は、電話がつながらない、どうなっているんだよと。苦情の嵐でありました。これは正直、私、思いますけど、ワクチンが9,600人分ですか、65歳以上の人口、9,600人分のワクチンが来ると想定して発送してあるのかな。1,300人分だったというのは想定できてなかったのか、その辺をお伺いします。

○議長（久保居光一郎） 皆川健康福祉課長。

○健康福祉課長（皆川康代） まず、接種券を発送したのは前の年度になるんですけども、接種券を発送する段階では、もちろんワクチンの量は決まっておりました。ワクチンの量につきましては、そこの高齢者の数ですとか、高齢者率ですとか、あとは感染者の数等によって、最初の分は配分が決まったと聞いております。ですので、1,300人を超えるワクチンの量というのは、ほかの自治体から比べるととても多い量であったことには間違いがないんです。

ただ、その段階で、先ほど市長の答弁にもありましたとおり、接種券については、まず引き継いだのは、不公平感がないように全員の手にはまずは全部届けようということで、届けたということでございます。

以上です。

○議長（久保居光一郎） 3番堀江清一議員。

○3番（堀江清一） 65歳以上の方の公平性を保つために、接種券を全員に配布したということではありますが、全員分、9,600人分のワクチンが届くというのは多分想定してないと思うんです。想定しているとすれば、それで予約を順番にやっていけば結構なことではありましたが、多分ほかの自治体よりも1,300人分でも割合としては多いというふうに言われておりますが、公平性を保つということにおいて、高齢の方、インターネットができない方、スマホを持っていない方、そういう方々は電話をするだけになってしまいます。

それで、いろいろ話を聞くと、やはり比較的若い方々のほうがスマホを駆使したり、インターネットを駆使して、予約が比較的早い段階に取れたと。高齢者ほどなかなか取れなかったと。これは公平とは到底言えない。私はそう思います。

今後において、64歳以下の方々に対して、市はこれからどのような方針できちっと混乱なくやっっていこうとしているのか。また、栃木県の福田知事が、11月までに全県民にワクチン接種を打つことを完了すると言っておりますが、具体的に市はどのような対策をして、それを目指しておるかお伺いします。

○議長（久保居光一郎） 川俣市長。

○市長（川俣純子） 64歳以下で、今度のワクチン接種に関してのことだと思います。それは先ほどもお伝えしたように、混乱が起きないように教訓を生かして接種券の発送、予約の受付方法などを、動向を見ながら、慌てることなくさせていただきたいと思っております。

○議長（久保居光一郎） 3番堀江清一議員。

○3番（堀江清一） 混乱が起きてなかった自治体、そういう地域を指定して発送するというのは非常に参考になるわけです。ですから、ぜひそのような例を見習って、今後進めていただければと思います。

先ほどの高齢者ほどなかなかつながらないという、不公平だと思いますが、それと同時に、高齢者ほど会場までに行く足がなかなか困難であるということで、デマンドタクシーやタクシー券を利用して行かれる方もおると思います。にもかかわらず、それも利用できない方々がひよっとしたらいるのではないかと。こういう方々というのは、市で把握されておりますか。

○議長（久保居光一郎） 皆川健康福祉課長。

○健康福祉課長（皆川康代） タクシー券等を配布した方の情報については持ち合わせておりますけれども、会場の中で不便だったというお話はあまり聞いておりません。ただ、不便だったとおっしゃっている方は、烏山地区に住んでいらっしゃる、南那須地区の武道館まで来るのが遠いんじゃないかという御意見はございましたけれども、そのほかの御意見についてはあまりいただいてないところでございます。

○議長（久保居光一郎） 3番堀江清一議員。

○3番（堀江清一） 多分、接種会場に来られた方はさほどそういうことを感じてないところ。ところが、例えばちょっと弱い方で独り暮らしで、ひよっとしたら予約もできないという、結果的に民生委員のお世話になっているような方、そのような方は把握されてないのでしょうか。

○議長（久保居光一郎） 皆川健康福祉課長。

○健康福祉課長（皆川康代） この接種券の発送のほかに、民生委員ですとか、ケアマネジャーのところには、御自分で予約ができないような方については拾い上げをしてくださという御通知は差し上げております。その方々については、全て社会福祉協議会の御協力を得て、予約を取っていただいている状況でございます。

○議長（久保居光一郎） 3番堀江清一議員。

○3番（堀江清一） ということは、予約には問題ないということですよ。独り暮らしで足、要するに会場までに行くすべがないという方に対してはどのように考えておられますか。

○議長（久保居光一郎） 皆川健康福祉課長。

○健康福祉課長（皆川康代） 現在お話しした社会福祉協議会につないだ方につきましては、

皆さん支援をする方がいらっしゃって、初めて社会福祉協議会につないでおります。ですので、その方々については、会場までいらっしゃることについては御心配はないのかと思っております。

○議長（久保居光一郎） 3番堀江清一議員。

○3番（堀江清一） そうすると、そのようなことで困っておられる方は、多分いないであろうというふうに市は思っているということで了解しました。

それで、もう一つ聞きたかったことは、これは自分の記憶が不確かかもしれませんが、3月定例会の前の議員全員協議会で、3月からワクチン接種が始まるということで、老人ホームや施設の方々からワクチン接種を行うというように私は聞いていた状態というか、状況でいたんですが、このことについて、その当時、そういうことであったかどうかちょっと確認をさせていただきたいんですが、よろしくをお願いします。

○議長（久保居光一郎） 皆川健康福祉課長。

○健康福祉課長（皆川康代） 介護施設にお勤めになっている方ということですか。（「いや、施設にいる方」の声あり）そういう話はないですね。

○議長（久保居光一郎） 3番堀江清一議員。

○3番（堀江清一） ちょっと私の認識の違いでありました。そうすると、老人ホームとか、介護施設に関わっておられる医療従事者の方と介護従事者の方からワクチン接種を先行で打っていくということだったので。介護の方ですか。ああ、そうですか。その状況、ほぼ全てそれは完了されておりますか。お伺いします。

○議長（久保居光一郎） 皆川健康福祉課長。

○健康福祉課長（皆川康代） 医療従事者のワクチン接種につきましては、県が全て取りまとめて行っております。那須烏山市におきましては、本市の65歳以上が始まる、5月8日から始まっておりますけれども、その前の5月6日には全ての医療従事者の方については接種が済んでおります。

○議長（久保居光一郎） 3番堀江清一議員。

○3番（堀江清一） 医療従事者の方がワクチン接種を全て完了しているということであれば、安心はできるのかなと思います。

それでもう一つ、那須烏山市ではキャンセルをされた方は何人おられるのか。それでひょっとして、ほかの自治体でよく騒がれているワクチンを無駄にしてしまった、捨ててしまったという案件は、那須烏山においてあったのかどうかお伺いしたいと思います。

○議長（久保居光一郎） 皆川健康福祉課長。

○健康福祉課長（皆川康代） キャンセルの総数については、今手持ちに資料はございません。

んけれども、ワクチンを無駄にしたということは全くございません。

○議長（久保居光一郎） 3番堀江清一議員。

○3番（堀江清一） 少し安心をしました。接種が遅くてワクチンも無駄にしたとなると、えらい信用をなくすのかなと思ひまして、ちょっと心配になって質問をさせていただきました。

それで、2番目の質問に移ります。すみません、段取りが悪くて。聞きたいことはいろいろあるんですけど、多分時間が難しいのかなと思ひますので。2番目、65歳以上の高齢者のワクチン接種を7月末までに完了を目指すと言っておりますが、5月12日付けの下野新聞に、本市は7月中の完了は難しいと回答をしております。その理由をまず伺います。

○議長（久保居光一郎） 川俣市長。

○市長（川俣純子） 7月末までの完了が難しい理由についてお答えいたします。

接種対象となる65歳以上の高齢者人口は約9,800人であり、そのうち接種率7割となる6,800人のワクチン接種を見込んでおります。本日までにワクチン接種を受けた延べ人数は、医療従事者と65歳以上の高齢者を合わせて1,355名であり、現在予約を受け付けている約4,000人、2回目接種が完了するのは7月中旬となりますので、合計約5,500人が接種完了と見込みます。また、7月下旬から1回目の接種をする高齢者につきましては、2回目の接種完了が8月中旬となる見込みであったことから、7月中旬の完了は難しいと判断し、回答したところであります。

当初の計画では、9月を完了と想定しておりましたが、国から急に7月完了要請を受け、市武道館における集団接種の実施日を週3日から週5日に増やすとともに、那須南病院での個別接種を新たに週2回実施するなど、接種日や接種人数の拡充など改善策を講じたところでありますので、従事いただく医師及び看護師をはじめとする医療従事者の確保に向け、医師会との調整を進めるほか、国及び県に対し、医療従事者等の派遣支援を要請するなど、あらゆる手だてを駆使しながら、7末日までの接種完了を目指して鋭意努力しているところでありますので、御理解のほどお願いしたいと思います。

他市・町の状況を聞きますと、最初は我が市と高根沢町ぐらいしかできないと言っていたが、ほぼ全域ができないという返事を今出しておりますので、うそをつかなかったことを信じていただけるとありがたいと思ひます。

○議長（久保居光一郎） 3番堀江清一議員。

○3番（堀江清一） 一番最初に、多分、新聞報道で4市町が7月中は無理だというふうに伝えられておりました。正直、25市町のうちの4市町に入ってしまったのかということで、少し残念に思っておりましたが、蓋を開けてみたら、ほかの市町も多分、7月中は難しいのかなという話でいるのだらうと思ひますが、多分、塩谷町は十分、7月中に終わると。人口が少

ないせいもあるかもしれませんが、そのやり方が正解だったのかなと思います。

それで、一生懸命今、医療従事者の方、あとは担当の方々がワクチン接種に努力されておりますが、さらに医師の数や看護師の数を増やすということはできないのか、また当てはあるのかお伺いします。

○議長（久保居光一郎） 川俣市長。

○市長（川俣純子） 先ほどお答えしたように、人員の配置を今増やしております、日数も時間も延ばしておりますので、その対応をさせていただいているところです。これ以上になると場所や日程の調整が難しいので、県のほうでの大規模会場もできましたので、その力をお借りするというのも考えております。

○議長（久保居光一郎） 3番堀江清一議員。

○3番（堀江清一） 再質問で、接種会場を増やす計画はないのかというふうにしようとしたんですが、接種会場を増やして医師の数も増やすということは、現段階では難しいという理解でよろしいですか。

○議長（久保居光一郎） 皆川健康福祉課長。

○健康福祉課長（皆川康代） 現在の武道館において従事してくださっている医師の方や看護師さんの方は、市内で開業していらっしゃる方のほかに、派遣に登録をしてくださっている在宅の看護師さんとか、全てがその中でやっております。ですので、これを2つに分けたりということには、とてもできない状況だというふうに考えております。

以上です。

○議長（久保居光一郎） 3番堀江清一議員。

○3番（堀江清一） どう努力しても、これよりは前倒しにすることはできないということで理解をしました。いずれにしても何を言いたいかという、混乱を起こさないように素早く接種をするというのが一番の目的であります。

そのことで3番目の質問なんです、今まで接種された方の年齢などのデータ、それと人数、先ほど言われましたが、これを年齢別で区切ったときの数というのはきちっと把握されておりますか。お伺いします。

○議長（久保居光一郎） 川俣市長。

○市長（川俣純子） ワクチン接種をされた方の年齢別人数についてお答えいたします。

5月20日現在、本市では1,355人が1回目のワクチン接種が完了したところです。今2回目が始まっている方がいらっしゃいますが、まずは1回目が終わった段階の数字で、年齢を分けさせていただきます。65歳から69歳までは423人、70歳から74歳までは365人、75歳から79歳までは214人、80歳から84歳までは164人、85歳から

89歳までは113人、90歳から94歳までは55人、95歳以上は17人。そのうち、40代及び50代の医療従事者は4名となっております。中には100歳の方も含まれております。

○議長（久保居光一郎） 皆川健康福祉課長。

○健康福祉課長（皆川康代） ただいま市長が答弁の中で申し上げておりましたのは、5月20日、1回目の接種を終わった方の状況でございます。そのほか、5月20日から5月25日までの予約分の集計しかまだ出てないんですけれども、それを含めると、まず65歳から69歳の方、5月20日から5月25日に予約された方、1,078人、70歳から74歳が1,143人、75歳から79歳が670人、80歳から84歳が535人、85歳から89歳が421人、90歳から94歳が201人、95歳以上の方が57名でございます。こちらの合計が4,105人でございます。

先ほど市長のほうからございました5月8日から5月20日までに接種が済んでいる方を足しまして、5月1日現在の人口に対する率でございますけれども、65歳から69歳、この65歳の中には今年度末に65歳を迎える方も含まれております。その方が56%。70歳から74歳の方は、そのときの年齢枠の人口に占める割合は61%。75歳から79歳が60%、80歳から84歳が54%、85歳から89歳が50%、90歳から94歳が39%、95歳以上が32%となっております。

以上でございます。

○議長（久保居光一郎） 3番堀江清一議員。

○3番（堀江清一） 了解しました。数字を見ると、若い方のほうが人数的に多くなっているのかなと感じました。接種において年齢を区切ってやるというふうにされれば、もうちょっと混乱もなくスムーズに、ひよっとしたらいいのかなと思っております。

こういう事例が起きたときに、教科書どおりにどうしても職員の方というのはやるというか、やりがちだと思いますので、市のトップである市長がこの辺に気がついて、こういうふうにやりましょうというふうにトップダウンで指示を出していただければ、スムーズにひよっとしたらいいのかもしれません。今後、64歳以下の方々に対してもそのような気持ちで指示をされて、スムーズに、苦情のないワクチン接種を目指していただきたいと思います。ぜひよろしく申し上げます。

2番目の質問に移りたいと思います。防災Infonすからすやまの現況についてであります。

3月にも質問をさせさせていただきましたが、2019年10月に防災Infonすからすやまが導入されてから1年8か月が過ぎようとしている。その間に未曾有の被害を受けた令和

元年東日本台風や、全世界で猛威を振るっている新型コロナウイルス感染が発生し、改めて市民への情報伝達は重要であると思います。

それで、防災 I n f o なすからすやまにおいて、戸別受信機の配布も含めた現在の登録者数についてお伺いします。そしてまた、その効果というのがもし分かれば、それについてもお伺いします。

○議長（久保居光一郎） 川俣市長。

○市長（川俣純子） 初めに、戸別受信機を含めた現在の登録者数についてお答えいたします。

令和3年5月31日現在、戸別受信機の貸与は1,087台、スマホアプリの登録数は2,163件、防災メールの登録数は3,561件となっております。

次に、その効果についてですが、災害情報や行政情報、特に新型コロナウイルス感染症に関する様々な情報について、市民の皆様いち早くお伝えすることができることは非常に有効であると考えております。また、携帯電話を持ってない方や、携帯電話を持っていてもふだんあまり御利用してない方々から、戸別受信機は自動で音声案内が流れて情報を聞くことができるのでとても便利だと。音声案内を聞き漏らしてもすぐに聞き直すことができることで安心だという御意見もいただいております。本システムを導入した効果が現れてきているものと感じております。

非常に有効な情報伝達手段の一つとして、引き続き利用拡大に向け、周知徹底を図ってまいりたいと考えておりますので、御理解のほどお願いしたいと思います。

○議長（久保居光一郎） 3番堀江清一議員。

○3番（堀江清一） この防災 I n f o なすからすやまのシステム、これ自体は私は非常にいいものだと前から言っております。しかしながら、登録者数、戸別受信機においては配布されている件数の数が、これ合わせても3,200件ぐらいですか。合わせてもということは、携帯を持って登録されて、さらに戸別受信機を持たれる方もいるのではないかと。実数の3,200件ではないのかなと思われまして。

ということは、メール、防災メールもありますけども、多分、防災メールは、私の感じですけど、防災 I n f o なすからすやまとダブっている方がほとんどではないかと思っております。多めに言っても4,000件までいっていないのかなと思っておりますが、裏を返せば、今回、南那須地区の防災行政無線が延長になりましたが、この防災情報伝達だけであれば、2万5,000人に対して4,000人ぐらいは情報を把握しておるが、そのほかの方々は高齢の方とか子供、そういう携帯を扱えない子供もおりますから、一概には言えませんが、多くの方が情報を知らないでいる。それを補うのがお知らせ版だったり、ほかのそういう配布するものもあると思

ますが、効果については確かに有効であるということではありますが、非常に不安であると思はいます。

それで、南那須地区の防災行政無線が延長されましたが、今までこの情報がリンクされてなかったというのがありました。これはなぜかお聞きしたいんですが、この3月でやめてしまうから必要なかったと、今までは。そのように思っていたのかなと思いますが、その辺をお伺いします。

○議長（久保居光一郎） 佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤博樹） 防災 I n f o なすからすやまの情報が、南那須地区の防災行政無線に連動してないという理解でよろしいですか。無線局がある防災行政無線を入れるかどうかは、合併以来、検討課題の一つであり、烏山地区も含めた防災行政無線は整備しないという方針の中で、日々の情報機器が目まぐるしく発達する中、どのような対応がいかを検討した結果、今の新防災情報伝達システムのツールの一つとして、防災 I n f o なすからすやまにたどり着いたということになります。ということは、発信する元が別々のものでありますので、どうしても連動させるというものに関しては、人為的に2回それぞれを入力し発信しなければ、なかなか伝わらないという状況でございます。

以上です。

○議長（久保居光一郎） 3番堀江清一議員。

○3番（堀江清一） 防災行政無線のほうでは火災の情報、あと小学生なんかの下校時間に対しての安全の啓発みたいな放送をされております。そこで、火災の情報は今後、防災 I n f o なすからすやまでも流しますというふうになったとお伺いしていますが、これは事実ですか。

○議長（久保居光一郎） 佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤博樹） 昨年度の議会の中でも、一般質問、またそのほかにそういった意見もございましたので、調整した結果、6月1日からは火災情報も防災 I n f o なすからすやま、戸別受信機に流れるように構築されてございます。

○議長（久保居光一郎） 3番堀江清一議員。

○3番（堀江清一） もっと早くそういう情報を流していただければなというふうに感じておりました。

それで過日、2月13日の深夜なんですが、皆さんも御存知の震度5弱の地震がありました。そのときに、この防災 I n f o なすからすやまは11時51分に配信されて、43分も遅れたということでありました。それで、その理由を前回の議会でお伺いしたところ、内容を精査するのにちょっと時間がかかってしまったという答弁だったのかなということではありますが、このことは事実でありますか。

○議長（久保居光一郎） 佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤博樹） 3月の議会でも答弁しておりますので、そのようなことですが、その結果、今はいち早くまず第一報を知らせる。そのつもりで再発防止に向けた取組を実施しておりますので、いち早く皆様にはお伝えできるようにしていきたいというふうに思っています。

○議長（久保居光一郎） 3番堀江清一議員。

○3番（堀江清一） ちょっと聞いたところ、情報を確認するのに手間がかかったのではなく、その頃に烏山庁舎は停電が起きていたと。防災 I n f o なすからすやまの情報を流すのに、流す担当者が庁舎に出向いて行って情報を流そうとしたら、パソコンが使えなかったと。これが事実じゃないですか。

○議長（久保居光一郎） 佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤博樹） 防災 I n f o なすからすやまにつきましては、携帯等の端末からも流せるようになっておりますので、庁舎に職員が来たのは事実でございます。通常ですと、通常使用するパソコンから送信しますが、停電があったため、個人の携帯から流したというのが事実でございます。

○議長（久保居光一郎） 3番堀江清一議員。

○3番（堀江清一） それであれば、情報を流される担当の方というのは、もしそういうことがあったときには先に携帯で流すことよりも、庁舎にまずは出向いていくのが先だったということですね。そういうことであれば、結果的に担当者が防災 I n f o なすからすやまを流すパソコンまでたどり着くのに時間がかかるわけですね。そういうことがあったという事実があるということで、今後、担当者が独自の判断でそういう情報を流すのか、それとも誰かと相談をしてそれを流すのか、これはどのようになっておりますか。

○議長（久保居光一郎） 佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤博樹） 前回の教訓を踏まえまして、タブレット等の端末も別途公用で持っているものがございます。それを第一報で流す職員が持ち合わせることによって、それを利用し、その内容確認については私と連絡を取り合って、職場に来なくてもまず那須烏山市が、前回の場合は停電である。停電であっても、那須烏山市の機能としては、そのような情報が流せる状態にあるというのを市民に知らせることで、安心感をまず与える。そんなところを目途に、早めの情報伝達はしていきたいというふうに思っております。

○議長（久保居光一郎） 3番堀江清一議員。

○3番（堀江清一） そういうことで、きちっとしたマニュアル化されたものを、多分もうつくられたのであろうというふうに思います。渋井議員がよく言われている、水門も閉められ

ない、そういう状況の中でも危機管理はまだまだだったということでもあります。この防災 I n f o なすからすやまも、令和元年の台風19号がありまして、そういう危機管理をもっときちっとやっていないければならないときに、実際このように43分遅れたと。

前回の議会でも言いましたが、高根沢町かさくら市の防災行政無線は、Jアラートか何かとリンクされているのかどうか分かりませんが、5分以内に放送はされておりました。そういうことを踏まえて、もっと迅速になるように、きちっとその辺の準備をしていただきたいというふうに思います。

続いて、2番目の質問にいきます。防災 I n f o なすからすやまのシステムは、登録者が読んだ、確認したということが発信者が確認できるということですが、その状況というのをきちっと把握して、人数というか、件数をきちっと毎回把握されているのか。また、この機能は半年間無反応でいると、登録を削除されるということではありますが、その確認をされているかどうか。現在までに削除された件数、どれぐらいあるかお伺いいたします。

○議長（久保居光一郎） 川俣市長。

○市長（川俣純子） 防災 I n f o なすからすやまのシステムについてお答えいたします。

議員御指摘のとおり、本システムは登録者が確認したことを発信者が確認できる、いわゆる双方向通信機能を有しております。登録者の受信状態は既読、到達、未達の3つに分類され、既読は送信した情報を確認したことを意味し、到達は情報が正常に送信できたことを意味します。そして未達は、情報が何らかの理由により受信できなかったことを意味しています。これまでの受信状況ですが、既読は約7割、到達は約3割、未読は数件となっております。

なお、半年間無反応な状態の利用者につきましては、登録の削除を行っております。これは戸別受信機のほうではなくて、メールのほうになっております。スマートフォンからの利用ができなくなります。これまでに545件無反応登録者を削除したところであります。登録の削除を理解せずに利用し始める方も相当数いると予想されるため、広報おしらせ版等を通じて周知を図ってまいりたいと考えておりますので、御理解のほどお願いしたいと思います。

○議長（久保居光一郎） 3番堀江清一議員。

○3番（堀江清一） 削除されたのは545件ですか。この数というのは結構な数だなと私は思います。どういう理由なのか、無反応でおられたのであろうと思いますが、中には情報が結構まめに来るので煩わしいなどという方もおられます。そのような状況の中で登録者数が増えるのかなというのは、非常に疑わしい状況であると私は思います。幾らかでも削除される方がいなくなるように、お知らせ版のところに確認のボタンを必ず読んだ後は押してくださいという周知をさせることも重要だと思いますので、少しその件も努力していただきたい。

それと、登録者数が伸びないという理由で、前回コロナの影響で集会等や大きな集まりがほ

ほぼ中止になって、そこで防災 I n f o なすからすやまのことをお知らせすることがなかなかできなくて、増えないという答弁をいただきましたが、これだけ545件削除されるということは、私の感覚ですけれども、多分、情報をそんなに市民の方は気にはしてないのかなと。であれば強制的に、例えば登録されていても無反応でいる方の目に入る、耳に入るものをこれからも考えて、努力されることをお願いしたいと思います。

それで、最後の質問になります。大きな災害時に携帯電話が繋がらないということをよく聞きますが、今後、本市は、携帯電話通信網の電波のみの情報伝達手段で不安を感じていないのかお伺いします。

○議長（久保居光一郎） 川俣市長。

○市長（川俣純子） 本市の情報伝達手段についてお答えいたします。

まず、平成23年の東日本大震災以来、通信事業者は様々な災害対策を行っております。

1つは、携帯電話基地局の非常用発電機による無停電化やバッテリー強化であります。

2つ目は、衛星回線を活用した移動基地局の増設による通信網の多重化であります。なお、移動基地局については本市とNTTドコモで協議し、災害対策本部の設置場所となる市役所鳥山庁舎の北側駐車場を設定しております。

3つ目は、音声通話とパケット通信を分離して制御した輻湊対策等を行っております。特に防災 I n f o なすからすやまは、携帯電話回線混雑に極めて強い通信方式を採用しており、電子メールが届かない極度の輻湊状態でも、メッセージがスムーズに受信端末に届く仕組みとなっております。

したがって、本市の携帯電話網を活用した防災 I n f o なすからすやまは、災害に強い通信手段の一つであると考えております。

そのほかの情報伝達手段としましては、防災行政無線やホームページ、市公式LINE、ツイッター、フェイスブック、とちぎテレビデータ放送、防災行政メールなどがあります。通常時だけでなく、災害時においても利用可能な多重化による情報発信を強化してまいります。

補正予算が初日に通りましたので、広報車も増やして対応していきたいと思っておりますので、万全とは言い切れないのかもしれませんが、万全を期して努めていきたいと思っております。

○議長（久保居光一郎） 3番堀江清一議員。

○3番（堀江清一） 議会のほうでも、防災対策調査特別委員会を設置しました。その中で、携帯電話網だけの電波のみでも不安であるというふうになり、防災行政無線は必要であるという結論が出ました。

防災行政無線は鳥山地区には今までなかったもので、意外とその必要性というのを感じてなかったのかなと思っておりますが、知り合いが那珂川で夜網をやっていたと。そのときに、荒川だった

かもしれませんが、急に川が増水してきて死ぬところだったと言って、結構私に言ってきたことがありました。

そのときに、例えば川の近くに防災行政無線を設置しておけば、ダム放流のときの案内とか、緊急事態の案内とか、強制的に防災行政無線は発しますので、例えば外で畑作業している老人の方は携帯電話を持っていない、先ほどの4割以上の何も知らない方々に対して、小学生にも老人の方にも強制的に電波を流して放送して、伝えるというのは非常に重要なことであると思います。大事なのは市民の安全安心のためでありますので、そこをよく考えて、前回は総務課長は検討するというような答弁をいただいておりますが、前も検討する検討するはしないというように感じてしまうと言っていた記憶がありますが、これからは検討するということは必ず検討する、そして実現するという意気込みで、ぜひこの件も取り組んでいただきたいと思っております。

市長、何かご意見ありましたら、よろしくをお願いします。

○議長（久保居光一郎） 川俣市長。

○市長（川俣純子） 防災行政無線の水害や崖災害、そういう災害が起こる場所には必要かなと私の中でも思っております。

ただ、市内全域に要るのかなという検討はさせていただきたいと思っております。今まで烏山地区に全然なかったもので、いきなり放送が流れますとうるさいとかという苦情が来るよりは、災害があるときに災害で流すということのほうがいいのかを検討させていただき、南那須の皆さんからも、行政区長の中でも毎朝の放送、お昼の放送、夕方の子供たちの帰り、そして午後の帰り、夕方と放送がありがたいという話もいただいておりますが、それは防災ではないので、本当に防災のときに必要になる時間に放送できるようなシステムを構築させていただきよう、検討というより本当に考えさせていただきたいと思っております。

私の中では、水害の近いところにはサイレン吹鳴等、放送は必要なのだなとも思っておりますので、それは堀江議員と同じ考えです。逃げてもらうことが一番なので、そう思っておりますから、安心していただければいいと思っております。ただ、全地域というのはちょっと検討課題かなと私の中で思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（久保居光一郎） 3番堀江清一議員。

○3番（堀江清一） 執行部の方が地域の均衡、公平性と言っております。市内全域に設置するのが、公平性を保てると私は思っております。

時間がありませんので、以上で終わりにしたいと思います。ぜひよろしくをお願いします。

○議長（久保居光一郎） 以上で3番堀江清一議員の一般質問は終了いたしました。

○議長（久保居光一郎） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。次の本会議はあした午前10時に開きます。

本日はこれで散会いたします。御苦労さまでございました。

[午後 3時01分散会]